

**第4期みやぎ
観光戦略プラン
改定版**

～ 観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ ～

**令和3年1月
宮城県産業振興審議会**

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画改定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画期間	2
第2章 みやぎの観光を巡る状況	3
1 第3期みやぎ観光戦略プランの総括	3
2 みやぎの観光の現状と課題	6
3 新型コロナウイルス感染症による観光への影響	7
第3章 第4期みやぎ観光戦略プランの改定に当たって	8
1 基本理念	8
2 4年後に目指す本県観光の姿	9
3 5つの観光戦略プロジェクト(施策)	10
4 数値目標	11
第4章 5つの観光戦略プロジェクトの取組と展開	14
戦略プロジェクト1：東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション	14
戦略プロジェクト2：観光産業の連携強化と成長促進	14
戦略プロジェクト3：外国人観光客の誘客加速化	14
戦略プロジェクト4：沿岸部のにぎわい創出	14
戦略プロジェクト5：感染症により落ち込んだ観光需要の回復と持続可能な観光地づくり	15
第5章 みやぎの観光の飛躍に向けた取組の進め方	16
1 各種計画との連携	16
2 進行管理と推進	16
3 各地域におけるDMOなどを中心とした観光地域づくりと東北の連携のイメージ	17
資 料	19
1 観光に関する環境変化	19
2 本県訪問者の姿	25
3 第4期みやぎ観光戦略プランの策定・改定経過	28
4 宮城県産業振興審議会委員・みやぎ観光創造県民会議名簿	30
5 用語解説	33
6 みやぎ観光創造県民条例	35

第1章 基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

宮城県（以下「県」という。）では、東日本大震災からの再生から飛躍につなげることはもとより、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて急増する訪日外国人への対応や「第3期みやぎ観光戦略プラン」における課題などを踏まえて、宮城県の観光が東日本大震災から再生を遂げ、観光産業が地域経済と復旧・復興を力強く牽引する役割を果たせるよう、平成30年3月にその指針となる「第4期みやぎ観光戦略プラン」（以下「4期プラン」という。）を策定しました。

関係者の皆様と連携しながら、観光振興への取組を推進してきた結果、4期プランに掲げる6つの数値目標（令和2年）のうち、外国人観光客宿泊者数、沿岸部の観光客入込数及び宿泊観光客数の3つについては、令和元年の実績値で、一年前倒しで達成することができました。また、その他の数値目標についても、4期プラン期間中の伸びが同様に続けば令和2年には、目標達成することが見込まれているなど、順調に推移してきました。

しかし、令和元年12月に海外で初めて確認され、現在も世界中で感染の流行が継続している新型コロナウイルス感染症（以下「感染症」という。）の影響により、観光を取り巻く環境は一変しました。

日本全体の令和2年4～8月の外国人旅行者数は前年同月比99%超の減となり、単月として過去最大の下げ幅となったほか、仙台空港においては全ての国際線が運休するなど、インバウンドは壊滅的な状況となっており、その需要回復時期は極めて不透明となっています。

また、国内においても旅行のキャンセル、予約控えや外出自粛の影響を受け、観光需要は大幅に落ち込んでおり、県内の宿泊事業者、旅行業者をはじめ、地域の交通事業者や飲食業者、物品販売業といった多くの観光事業者（以下、「観光事業者等」という。）には甚大な影響が生じています。

今後も、当面の間は厳しい状況が続くと見込まれていますが、まずは、感染拡大防止対策を徹底し、宮城県全体として、感染拡大防止と社会経済活動の回復を両立させていくことが求められています。

一方で、感染症の影響による税収減などさらに厳しい財政運営が求められることから、地方創生臨時交付金といった国の感染症関連予算を最大限活用することはもちろん、事業を重点化しつつ、関係者とともに創意工夫しながら、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を取り入れた事業継続等に取り組んでいく必要があります。

そのためには、世界の観光の在り方そのものが大きく変わっていく中で、これまで以上に県民や観光関係者と行政が一体となって、新たな観光需要を受け入れる体制を整備し、みやぎの優位性を打ち出す取組を進めていく必要があります。

このようなことから、令和2年度を最終年度とする4期プランについては、感染症の影響により落ち込んだ県内観光需要の回復への取組を考慮して、1年間延長し、感染症からの回復と新しい観光に繋がる取組を進めるとともに、各地域、観光事業者など多様な主体と一体となって持続可能で選ばれる観光地づくりを更に推進していきます。

2 計画の位置づけ

「第4期みやぎ観光戦略プラン」は、県が県政運営の基本方針として定めた「宮城の将来ビジョン」及び東日本大震災からの10年間の復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」を実現するための分野別計画であり、「宮城の将来ビジョン」に掲げる「観光王国みやぎの実現」と、「震災復興計画」に掲げる「多様な魅力を持つみやぎの観光の再生」を図るために県が行う観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するために策定されました。

令和3年度からは「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる「宮城が誇る地域資源を活用した

観光産業の振興」に取り組み新しい価値をつくるための分野別計画として位置づけています。また、「第4期みやぎ観光戦略プラン」は、「みやぎ観光創造県民条例（平成23年宮城県条例第8号）」第12条第1項の観光振興に関する基本的な計画（基本計画）としても位置づけます。

<計画のイメージ>

新・宮城の将来ビジョン

政策推進の基本方向「4本の柱」に沿った「持続可能な未来」のための8つの「つくる」と18の取組を推進

政策推進の基本方向1

富県宮城を支える県内産業の持続的な成長促進

政策1 全産業で、先進的取組と連携によって新しい価値をつくる

取組2 宮城が誇る地域資源を活用した観光産業と地域を支える商業・サービス業の振興

政策推進の基本方向2

社会全体で育む宮城の子ども・子育て



第4期みやぎ観光戦略プラン（改定）

3 計画期間

「第4期みやぎ観光戦略プラン」の計画期間は、「宮城の将来ビジョン（計画期間：平成19年度～平成32年度）」及び「宮城県震災復興計画（計画期間：平成23年度～平成32年度）」の「発展期（平成30年度～平成32年度）」の計画期間に加えて、感染症の影響により落ち込んだ県内観光の回復への取組も考慮し、平成30年度から令和3年度までの4年間とします。

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
宮城の将来ビジョン	当初の計画期間										改定による延長期間			新・ ビジ ョン	
宮城県震災復興計画					復旧期			再生期			発展期				
みやぎ観光戦略プラン	第1期			第2期			第3期			第4期					

(実施計画)

**回復
戦略**

第2章 みやぎの観光を巡る状況

1 第3期みやぎ観光戦略プランの総括

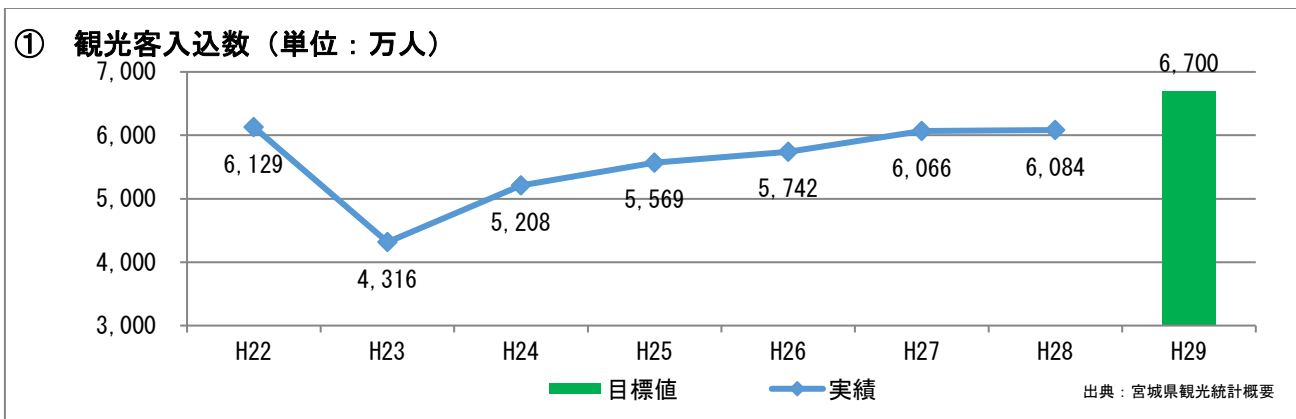
県では、東日本大震災が発生し、震災からの観光の復旧をプランの最優先のプロジェクトに位置づけた「第2期みやぎ観光戦略プラン」に引き続き、平成26年3月に「第3期みやぎ観光戦略プラン」を策定し、震災からの復興を目指して、平成26年度から平成29年度までの4年間で5つの取組の方向性により観光振興に取り組むこととしました。

「第3期みやぎ観光戦略プラン」においては、東日本大震災後に激減した観光客の回復に向けて、甚大な被害を受けた観光施設等の復旧・再生に向けた支援を継続するとともに観光キャンペーン等を展開して国内外からの観光客誘致を図るなど、観光の復興・再生に重点的に取り組んだ結果、数値目標の①観光客入込数については、震災前の平成22年の99%とほぼ同じ水準まで回復しました。また、③宿泊観光客数、⑤外国人観光客宿泊者数については、既に平成29年の目標値を上回り順調な回復を見せる一方で、②沿岸部の観光客入込数は震災前の平成22年の約7割にとどまるなど、圏域間で回復に差が見られる状況です。

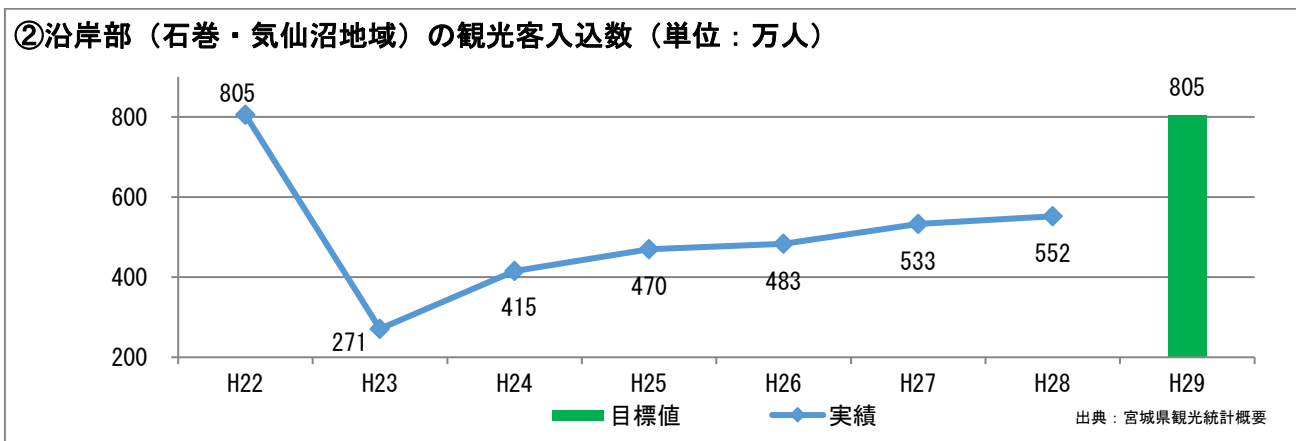
<第3期みやぎ観光戦略プランの数値目標>

平成29年の数値目標	目標値	現況値 平成28年
①観光客入込数	6,700万人	6,084万人
②沿岸部（石巻・気仙沼地域）の観光客入込数	805万人	552万人
③宿泊観光客数	900万人泊	922万人泊
④沿岸部（石巻・気仙沼地域）の宿泊観光客数	60万人泊	67万人泊
⑤外国人観光客宿泊者数	16万人泊	17.5万人泊
⑥観光消費額	6,000億円	4,532億円
⑦観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率	99%	95%

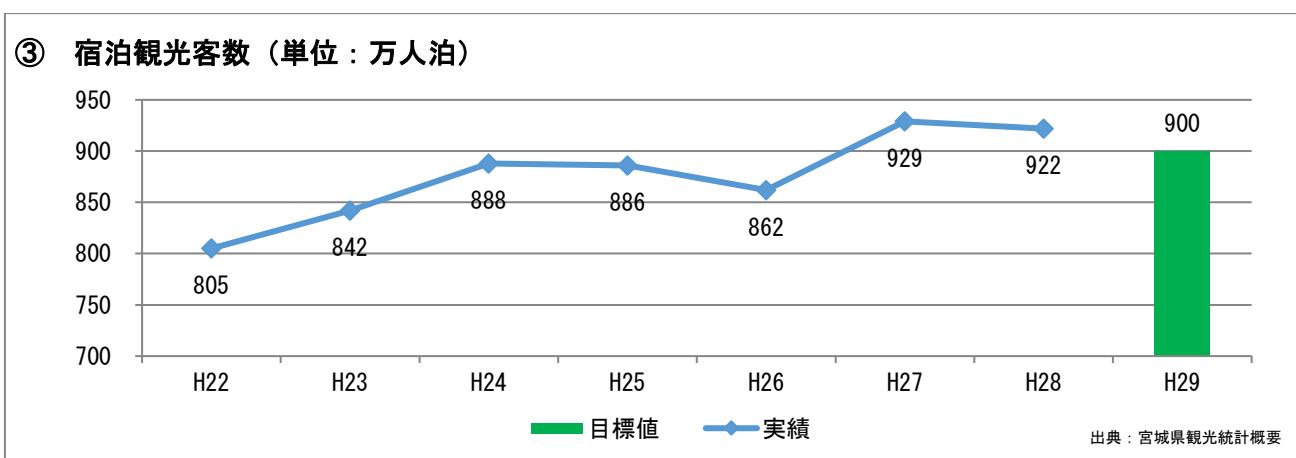
<各数値目標について>



平成 28 年の「観光客入込数」は 6,084 万人で、前年との比較では 100% 超となっており、18 万人増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では、99% と同水準まで回復しました。

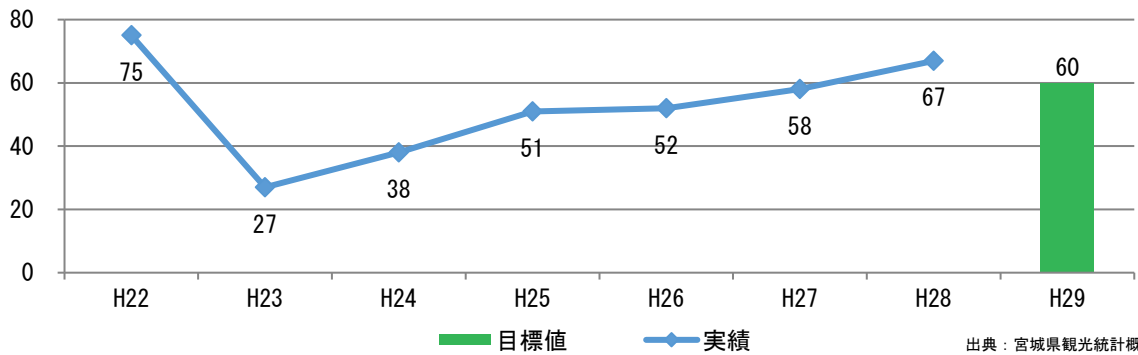


平成 28 年の沿岸部（石巻・気仙沼地域）の観光客入込数は 552 万人で、前年との比較では 104% となっており、19 万人増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では 69% と震災直後に約 3 割となった状況から回復しているものの、約 7 割の回復に留まっています。



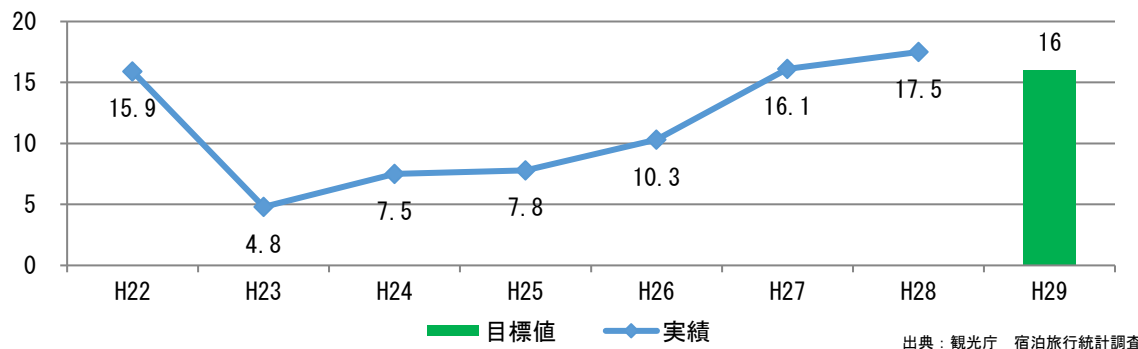
平成 28 年の「宿泊観光客数」は 922 万人泊で、前年との比較ではほぼ同水準となっており、震災前の平成 22 年との比較では 115% と、昨年引き続き平成 29 年の目標値を達成しています。

④沿岸部（石巻・気仙沼地域）宿泊観光客数（単位：万人泊）



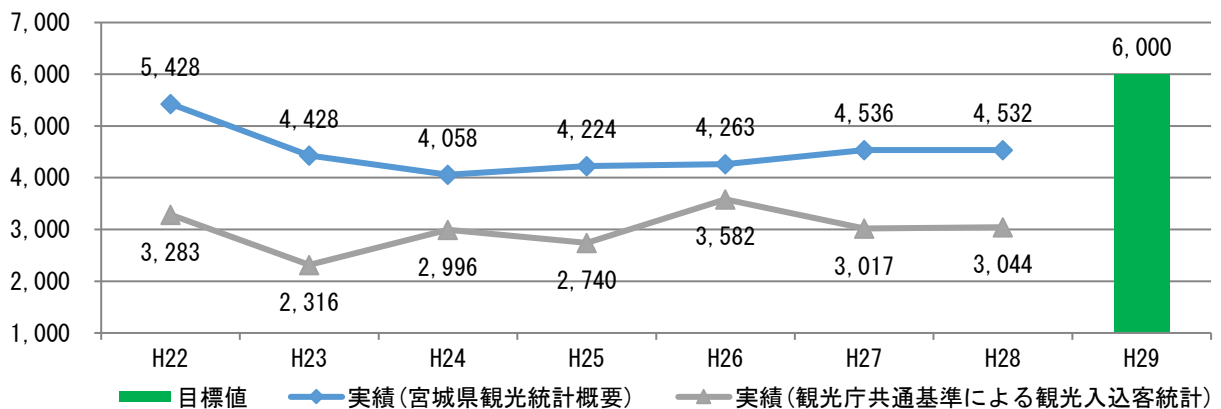
平成 28 年の沿岸部（石巻・気仙沼地域）の宿泊観光客数は 67 万人泊で、前年との比較では 116% となっており、9 万人泊増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では 89% となり約 9 割まで回復し、震災後は順調に回復しています。

⑤外国人観光客宿泊者数（従業者数10人以上の施設、単位：万人泊）



平成 28 年の外国人観光客宿泊者数は 17.5 万人泊で、前年との比較では 109% となっており、1.4 万人泊増加しました。また、震災前の平成 22 年との比較では 110% と過去最高となっており、昨年に引き続き平成 29 年の目標値を達成し、高い水準になっています。

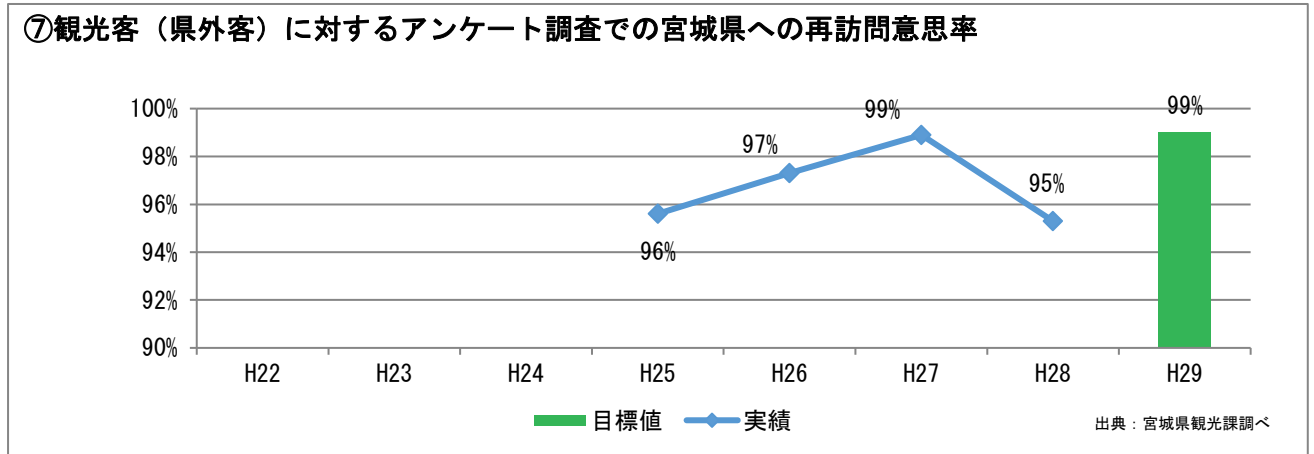
⑥ 観光消費額（単位：億円）



平成 28 年の「観光消費額」は 4,532 億円で前年との比較では、ほぼ同水準となっており、4,500 億円台まで回復しています。

※ 観光消費額については、平成 29 年までは本県独自の手法（宮城県観光統計概要）により算出していましたが、第 4 期みやぎ観光戦略プランの始期の平成 30 年からは「観光庁共通基準による観光入込客統計」により算出した観光消費額を採用します。

⑦観光客（県外客）に対するアンケート調査での宮城県への再訪問意思率



平成 28 年の宮城県への再訪問意思率は、95%であり、平成 25 年度の調査以降、95%以上を維持しています。

2 みやぎの観光の現状と課題

「第 4 期みやぎ観光戦略プラン」の策定に当たり、みやぎの観光が置かれている現状と課題を次のとおり整理しました。

(1) 沿岸部の観光客の回復の遅れ

震災後に大きく落ち込んだ本県の観光客入込数は、平成 28 年には県全体で震災前の 99%の 6,084 万人となり、震災前と同水準まで回復しています。

内陸部が順調な回復を見せる一方で、石巻・気仙沼地域などの沿岸部では震災前の平成 22 年の 7 割程度の回復にとどまっており、圏域により、回復状況に差が見られます。

この原因としては、インフラ整備の復旧の遅れなどにより、観光・宿泊施設等の復旧が遅れていることや震災の風評による落ち込みの影響と考えられます。

観光・宿泊施設等の再建・整備や震災の風評払拭、沿岸部の復興状況に応じた魅力ある観光資源の回復等が必要です。

(2) 東北地方の外国人宿泊者の伸び悩み

平成 29 年の訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,869 万人となり、5 年連続で過去最高を記録しました。

平成 28 年の外国人観光客宿泊者数は 6,407 万人泊と震災前の平成 22 年から 146%増となりましたが、東北地方としては震災前の 28%増にとどまり、他地域に比べ大きく遅れています。

この原因としては、いまだ震災や東京電力福島第一原子力発電所事故による風評の払拭には至っていないことや、海外における東北地方の認知度が他地域に比べて低いことに加え、海外からの直行便や乗り継ぎ便が少ないこと、東北を周遊する広域観光ルートの整備や二次交通が不十分であることなど、効果的な情報発信及び外国人の受入環境等が十分ではないことが考えられます。

このため、訪日外国人旅行者の多様化するニーズをとらえた戦略的なプロモーションとともに、外国人がストレスを感じることの少ない受入環境の整備が必要です。

(3) 東北地方の国内観光旅行者の回復の遅れ

平成 28 年の日本人観光客中心の宿泊施設における国内観光旅行延べ宿泊者数は、1 億 7,348 万人となり、ほぼ震災前の水準まで回復しました。一方、東北地方では震災前の 82%となっており、全国の回復に比べると遅れをとっています。

これは、東日本大震災の風評の影響のほか、国内の特に首都圏や中部以西において東北の魅力を伝える観光情報の質と量が不足していることが要因と考えられ、首都圏や関西方面での正確な情報発信と一体的なプロモーションが必要です。また、仙台空港の民営化を契機とした LCC など直行便の増加や東北新幹線の増発などにより、首都圏や中部以西からの更なる観光客の取込みが必要です。

(4) 観光消費額の低迷

観光庁共通基準による平成 28 年の観光消費額は 3,044 億円であり、震災前の平成 22 年と比較し、93%まで回復しているものの、県全体の観光客入込数の順調な回復に対して観光消費額については、思うように伸びてきていません。

これは震災後、東北を訪れる観光客の旅行形態の変化により、観光客一人当たりの観光消費単価が減少傾向であることを要因として、全体として観光消費額が伸び悩んでいるものと考えられます。

観光消費額を増加するためには、宿泊観光客の割合を高めること、特に観光消費額の高い県外客の誘客に一層力を入れることが必要です。また、多様なニーズに対応した観光資源の磨き上げと創出により、旅行者一人当たりの滞在日数を伸ばし観光消費額を高める必要があります。

「自然」や「食」などの従来の観光資源の磨き上げのほか、教育旅行や産業観光、ニューツーリズム（エコ・ツーリズムやスポーツツーリズムなどの新しい観光分野）などの新たな観光資源の創出に常に取り組む必要があります。また、観光客の多様なニーズに対応できる人材育成や地域ぐるみの受入態勢の整備などにより「おもてなし力」を更に高め、滞在期間の長期化やリピーター獲得につなげる必要があります。

3 新型コロナウイルス感染症による観光への影響

感染症の影響により、県内の観光客入込数は、令和 2 年 4 月及び 5 月の前年同月比で 7 割以上の減となったほか、宿泊観光客数は、同じく 4 月及び 5 月で約 8 割の減となり、6 月以降徐々に回復しているものの、深刻な影響を受けています。特に、インバウンドについては、入国制限の影響もあり、前年と比べ 9 割以上減少するなど壊滅的な状態です。また、夏祭りやコンサートなどの大規模イベントや大型会議の中止が相次ぐなど、観光事業者等は大きな打撃を受けており、事業継続や雇用維持が課題となっています。

今後の観光需要の回復のためには、旅行者や観光事業者等が感染症への安全・安心の対策を講じた上で、フェーズに応じた観光事業者等への支援や、県内から東北、国内と観光の需要喚起の範囲を広げていく取組と併せて、地域の魅力の再発見や磨き上げ、ニューノーマルへの対応や新たな観光の創出に取り組む必要があります。

第3章 第4期みやぎ観光戦略プランの改定に当たって

1 基本理念

本県は、人口減少時代における地域経済の活性化と魅力ある地域づくりを実現するに当たっては、交流人口の拡大等をもたらす観光の役割が極めて重要であるという認識に立ち、みやぎ観光創造県民条例第3条に、「県民等が一体となりおもてなしの心を持って観光客の誘致を促進すること」、「市町村、近隣の県等との広域的な連携による観光振興に取り組むこと」、「観光が幅広く波及効果をもたらす総合産業であることを認識すること」などの事項を基本理念として定めています。本観光プランは、その基本計画として位置づけるものです。

本県は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災によって甚大な被害を受けました。観光分野においても多くの観光施設・事業者等が壊滅的な被害を受け、さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故の風評の影響等もあり、観光客入込数は震災前から大きく減少しましたが、震災後からこれまで観光の復興・再生に重点的に取り組んだ結果、県全体の観光客入込数は、震災前を上回る水準で推移しています。

しかし、県内においては震災前の水準に戻っていない地域もあり、特に沿岸部においては、インフラ整備の遅れのため、震災前の状態まで回復していないことから、引き続き観光客の回復を図り、沿岸部のにぎわいを創出していく必要があります。

一方で、世界全体に目を向けますと国際観光客数が増加傾向にあり、我が国においても東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、訪日外国人観光客数が急激に増加している中で、東北地方は他の地域と比べて遅れをとっていることから、世界や日本の情勢、ICT等の技術の進展などを見据えながら、更なる観光資源の磨き上げや受入環境の整備を図ることにより、外国人観光客や東北及び県内の域内流動を含めた国内の観光客を呼び込み、交流人口の拡大につなげていくことが求められています。

そのためには、世界遺産や自然公園などをはじめとした東北の持つ雄大な自然や歴史・文化・食など、多彩で魅力ある観光資源を磨き上げながら、農林水産業など各産業との連携を図り、東北の豊かな風土を活かした観光を推進するとともに、東北の各県及び関係諸団体等と連携し、東北一体となって国内外からの誘客を積極的に行います。また、仙台空港の民営化等を契機とし、インバウンド・アウトバウンド双方の取組を強化することにより、東北のゲートウェイ機能を拡充しながら、東北の広域観光の充実を図ります。

観光産業は、経済効果や雇用効果に対する即効性が高く、農林水産業などの「第1次産業」、食品加工や製造業などの「第2次産業」、商業や運輸、飲食業などの「第3次産業」まで、様々な産業が関わる裾野の広い総合産業であり、地域経済全体にとって重要な役割を担っています。

このことから、地域の特性を活かした魅力ある観光地域づくりにより、観光業のみならず関連産業や他の関係者を巻き込み、連携の好循環を生み出し、更に加速させながら、観光客の満足度と観光消費額を高めることで、裾野の広い観光産業全体の成長を促進していきます。そして、みやぎの観光が観光業界の発展だけでなく、地域の経済を支え、質の高い雇用を創出し、地方創生を実現する大きな柱になっていく新たなステージを目指します。これに基づき、「観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ」を第4期みやぎ観光戦略プランの理念に定めます。

○本プランの基本理念（第4期みやぎ観光戦略プランの計画期間中の基本的な考え方）

観光の再生から未来につなぐ新たなステージへ

○条例の基本理念（「みやぎ観光創造県民条例」第3条に定める基本理念のキーワード）

- | | | |
|---------------------------------|---|------------------------|
| ①おもてなしの心を持って観光客を誘致 | ／ | ②広域的な連携による観光振興 |
| ③幅広い波及効果をもたらす総合産業としての観光の重要性の認識 | ／ | ④観光の効果による活力に満ちた地域社会の実現 |
| ⑤地域の持つ多様な魅力の磨き上げと活用による観光客の満足度向上 | ／ | ⑥全ての観光客に対する安心と快適の提供 |
| ⑦本県の東北地方のゲートウェイ機能の発揮 | ／ | ⑧良好な景観の保全と形成 |

2 4年後に目指す本県観光の姿

日本・世界の中での東北の姿

東北のゲートウェイとして国内外から多くの観光客が訪れています。

- 仙台空港民営化により国内線・国際線の直行便が増加し、東北新幹線は各種取組により増発され、首都圏及び函館等からの仙台駅利用者が増加しています。
- 仙台空港及び仙台駅を拠点に、本県が東北地方の玄関口の役割を増し、東北各県等との連携の下に、国内外の多くの観光客が本県を起点として東北地方の観光地を周遊しています。
- 『日本の奥の院 東北探訪ルート』など東北の新たな周遊ルートが確立され、東北地方がゴールデンルートに続く魅力のある新たな観光ルートとして認知されています。

東北の中でのみやぎの姿

宮城県に過去最高の観光客入込数が訪れており、関係者間の連携の好循環により観光産業が経済を力強く牽引しています。

(観光客入込数 7,000 万人、宿泊観光客数 1,000 万人泊、観光消費額 4,000 億円)

- 県内の各地域で DMO が設立され、多様な関係者が連携し、新たな観光地域づくりが進んでいます。
- 産業間・地域間・関係者間で培われた連携の好循環が確立され、観光産業が更に発展しています。
- 県内外から多くの観光客が訪れることにより交流人口が増え、その観光消費がもたらす経済効果が地域経済を牽引する役割を果たしています。

宮城県に過去最高の外国人観光客宿泊者数が訪れています。(最大目標 50 万人泊)

- 主要ターゲットである東アジア市場(台湾・中国・韓国・香港)を中心として強力なプロモーションを展開し、かつ、海外における根強い風評が払拭され、これまでになく高い水準で外国人観光客が増加しています。

みやぎの沿岸部の姿

沿岸部の観光客入込数が震災前の水準まで回復し、にぎわいが創出されています。(石巻・気仙沼地域合わせて 805 万人・H22 比 100%)

- 復興まちづくりの進展に合わせた魅力ある観光地づくりにより、沿岸部への観光客が回復し、にぎわいが創出されています。

みやぎの新しい観光の姿

新しい時代や価値観に順応したビジネスモデルに移行し、選ばれる観光地の基礎が形成されています。

- 安全・安心の機運醸成と可視化により、選ばれる観光地の基礎が形成されています。
- 回復フェーズに応じた取組を推進するとともに、観光資源の魅力を再発見し、地域と旅行客の関係が深まっています。
- ニューノーマルに適応したビジネスモデルに転換し、新たな観光が創出されています。

3 5つの観光戦略プロジェクト（施策）

4年後に目指す「日本・世界の中での東北の姿」、「東北の中でのみやぎの姿」及び「みやぎの沿岸部の姿」を実現していくためには、本章で定める「基本理念」において掲げる本県観光の目指す方向性に沿って、確実に施策を進めていく必要があります。また、施策を進めるに当たっては、みやぎの観光の現状と課題を分析し、観光客をひきつけるみやぎの観光のセールスポイントとなる「強み」を認識した上で積極的かつ戦略的にアピールしていくとともに、みやぎの観光をより発展させるために補強しなければならない「弱み」を把握し、的確に解決していくことが重要です。

また、4年後に目指す3つの姿を実現するための下支えとして、「みやぎの新しい観光の姿」を追加しており、安全安心の対応や新たなビジネスモデル等の創出により、新しい時代や価値観に順応した選ばれる観光地の形成が必要です。

このため、次の5つの観光戦略プロジェクトを定め、戦略的に施策を展開していきます。

戦略プロジェクト1 東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション

仙台空港民営化等を契機とし、一般社団法人東北観光推進機構などとの連携により、東北が一体となった広域観光の充実と効果的な誘客プロモーションを行うことにより、東北地方全体の観光の底上げを図ります。特に、海外や国内の首都圏・中部以西等に対して、東北の魅力ある冬季観光の推進など多彩な観光資源の情報を多様な媒体を活用して発信し、国内外からの東北への誘客促進を図ります。

戦略プロジェクト2 観光産業の連携強化と成長促進

DMO 設立支援などにより、地域の特性を活かした新たな観光地域づくりを行うとともに、農林水産業などの関連産業や産学官の連携を図り、地域間・産業間・関係者間の連携を強化します。また、観光客の多様化するニーズに対応するため、マーケティングの活用の推進や観光事業者の経営・サービスの改善などにより、本県の観光産業の生産性と「おもてなし力」の向上を図るとともに、観光資源の磨き上げ等による受入態勢の整備を強化し、観光客の満足度と観光消費額を高め、観光産業全体の更なる成長を促進します。

戦略プロジェクト3 外国人観光客の誘客加速化

東アジア市場（台湾・中国・韓国・香港）を中心に欧米豪などの新市場を含めた観光客の誘致を図るとともに、海外における風評を払拭するための正確な観光情報の継続的な提供や2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた外国人観光客等の受入環境整備を推進します。

戦略プロジェクト4 沿岸部ににぎわいの創出

宿泊施設の再建支援をはじめとした観光施設等の受入態勢整備支援を強化するとともに、国内外に向けて積極的な情報発信に努め、県内の他圏域に比べ遅れている沿岸部への観光客入込数の回復を図り、にぎわいを創出します。

戦略プロジェクト5 感染症により落ち込んだ観光需要の回復と持続可能な観光地づくり

感染症により甚大な影響を受けた観光事業者等の資金繰りや雇用を維持した上で、安全・安心対策の可視化及び情報発信を行い、新たな観光需要を受け入れる体制を整備するとともに、需要喚起キャンペーン等を展開することで、回復フェーズに応じた取組を推進します。また、デジタル変革を進め、ニューノーマルに適応したビジネスモデルの転換と新たな観光の創出により、持続可能で選ばれる観光地づくりを推進します。

4 数値目標

目指すべき本県観光の姿の実現に向けて、「第4期みやぎ観光戦略プラン」の数値目標として、次の6つを設定し、取組の達成度を確認します。

<第4期みやぎ観光戦略プランの数値目標>

令和3年の数値目標	基準値 平成28年	実績値 令和元年	改定前目標値 令和2年	目標値 令和3年
①観光客入込数	6,084万人	6,796万人	7,000万人	7,000万人
②沿岸部（石巻・気仙沼地域）の観光客入込数	552万人	921万人	805万人	805万人
③宿泊観光客数	922万人泊	989万人泊	1,000万人泊	1,000万人泊
④沿岸部（石巻・気仙沼地域）の宿泊観光客数	67万人泊	80万人泊	75万人泊	75万人泊
⑤外国人観光客宿泊者数	17.5万人泊	53.4万人泊	50万人泊	50万人泊
⑥観光消費額（観光庁共通基準による観光客入込統計）	3,044億円	3,989億円	4,000億円	4,000億円

※ ⑥観光消費額による経済波及効果について、平成23年総務省産業連関表を用いて算出すると、直接効果額（観光消費額）4,000億円を含む総合波及効果額は8,468億円となり、雇用効果約73,000人が見込まれます。

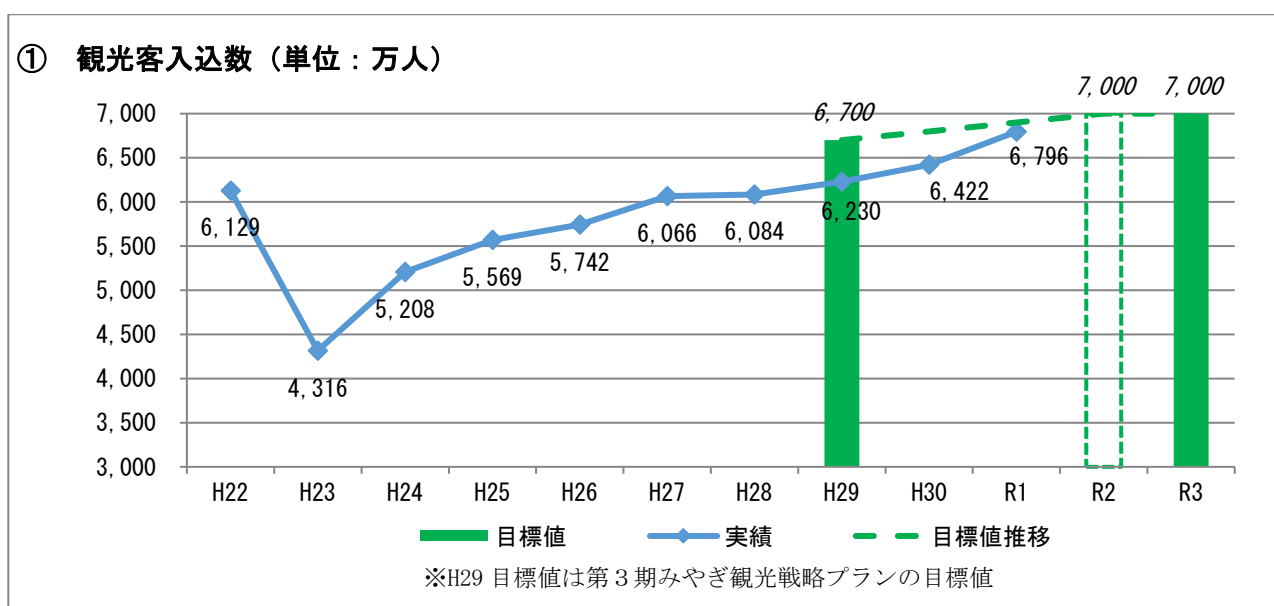
（注1）平成23年総務省産業連関表を使用して推計

（注2）雇用効果は、総合波及効果に雇用係数を乗じて算出した理論上の数値

（注3）波及効果及び雇用効果の算出方法は観光庁「旅行・観光産業の経済効果に関する調査研究」を参考に算出

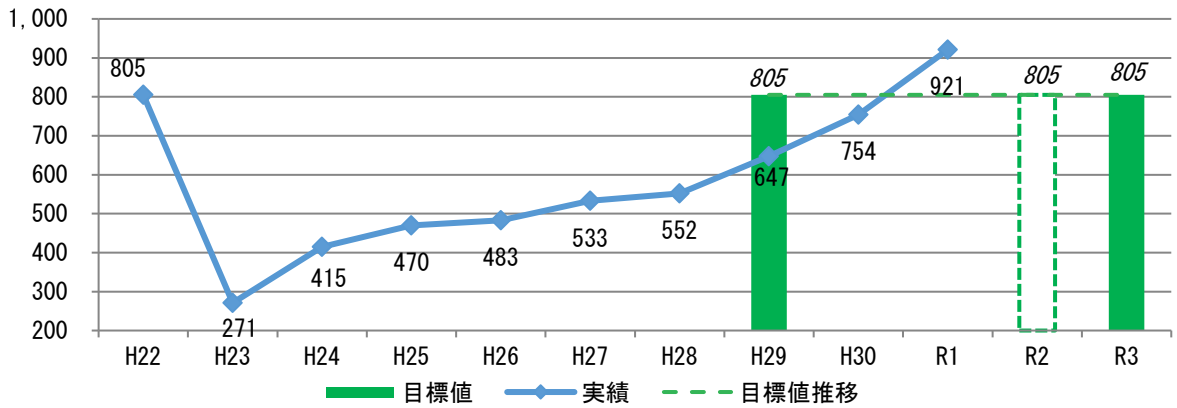
※ 令和3年の目標値については、コロナ禍以前の水準（令和元年）の早期回復を目指しますが、感染症の状況や人々の行動変容により回復に要する期間は不透明であることから、延長後の目標値は現行と同値とし、状況の変化を注視しながら、次期プランにおいて適切な目標指標及び目標値を設定します。

<各数値目標について>



「宮城県観光統計概要」による1年間に県内の観光地を訪れた延べ人数です。魅力ある観光地づくりと戦略的な誘客等によって、平成28年において震災前の平成22年水準まで回復しており、4年後の令和3年の目標は過去最高となる7,000万人と設定します。

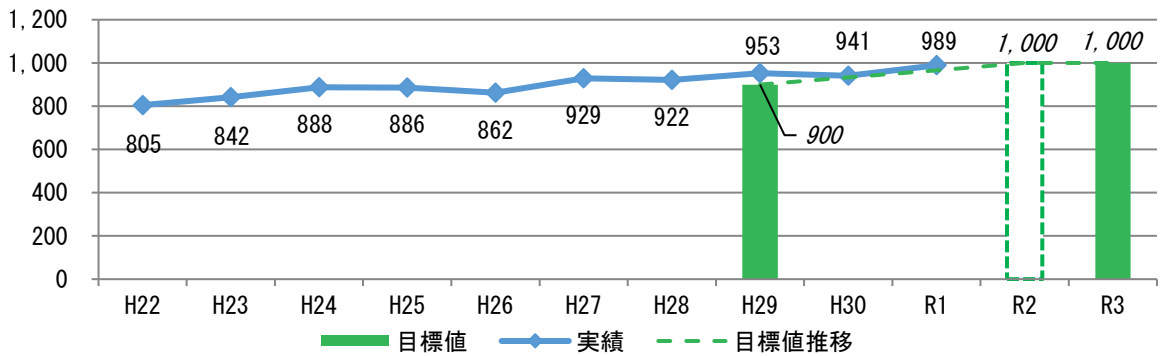
②沿岸部（石巻・気仙沼地域）の観光客入込数（単位：万人）



※H29 目標値は第3期みやぎ観光戦略プランの目標値

①のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた沿岸部のうち、石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）と気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）の観光地を訪れた延べ人数です。
4年後の令和3年までに震災前の水準である805万人への回復を目指します。

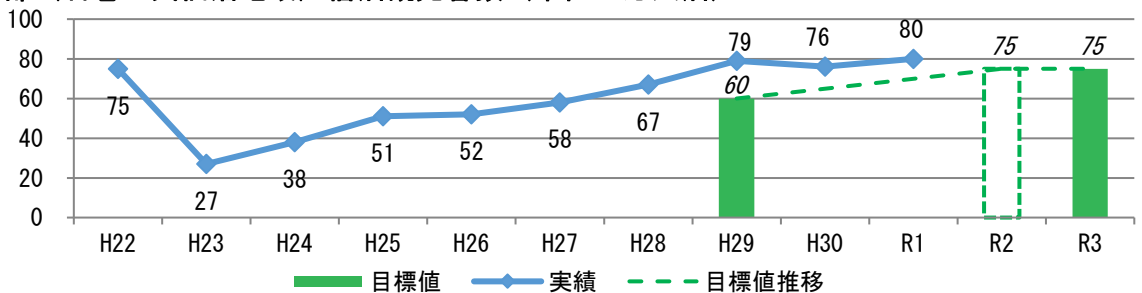
③宿泊観光客数（単位：万人泊）



※H29 目標値は第3期みやぎ観光戦略プランの目標値

「宮城県観光統計概要」による1年間に県内の宿泊施設に宿泊した延べ人数です。
宿泊観光客数は、震災前の平成22年の水準を大きく上回っているものの、現在は復興関連需要もあることから、引き続き、観光目的での宿泊客を呼び込み、4年後の令和3年に1,000万人泊を目指します。

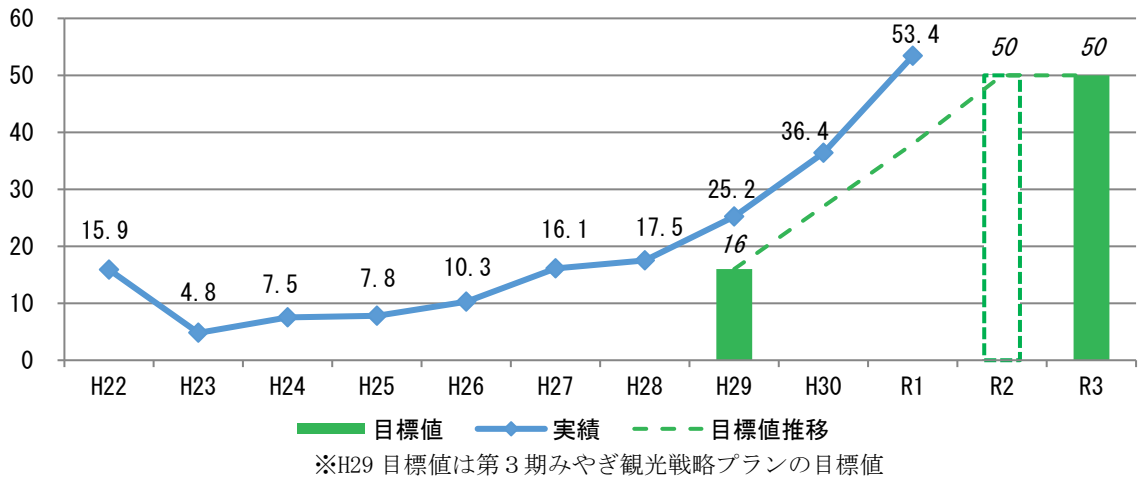
④沿岸部（石巻・気仙沼地域）宿泊観光客数（単位：万人泊）



※H29 目標値は第3期みやぎ観光戦略プランの目標値

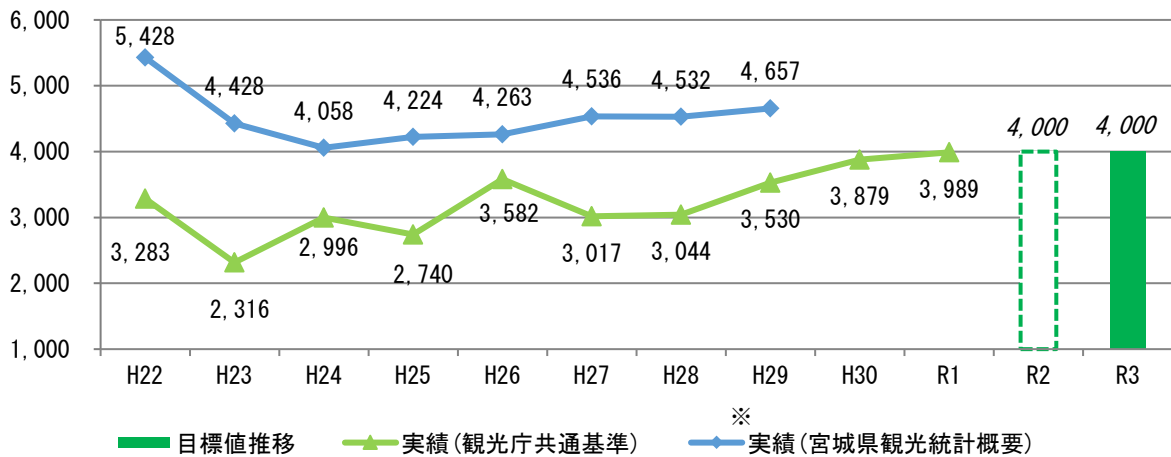
③のうち、東日本大震災で特に大きな被害を受けた沿岸部のうち、石巻地域（石巻市・東松島市・女川町）と気仙沼地域（気仙沼市・南三陸町）の宿泊施設に宿泊した延べ人数です。
4年後の令和3年に震災前の平成22年の水準である75万人泊への回復を目指します。

⑤外国人観光客宿泊者数（単位：万人泊）



観光庁「宿泊旅行統計調査」による1年間に県内の宿泊施設に宿泊した外国人観光客の延べ人数です。震災後に大きく落ち込んだ外国人観光客宿泊者数については、平成28年には震災前の平成22年の水準の16万人泊を超えており、近年の急激な訪日外国人増加を背景に、大きな目標として令和3年に50万人泊を目指します。

⑥観光消費額（単位：億円）



「観光庁共通基準による観光入込客統計」を用いて1年間に観光客が県内で支出した交通費・宿泊費・飲食費・みやげ代などの観光による消費額です。観光客入込数の増加と併せて、観光客1人当たりの平均消費額の向上を図り、令和3年に観光消費額4,000億円を目指します。

※ 観光消費額については、平成29年までは本県独自の手法（宮城県観光統計概要）により算出していましたが、第4期みやぎ観光戦略プランの始期の平成30年からは「観光庁共通基準による観光入込客統計」により算出した観光消費額を採用するものとします。

第4章 5つの観光戦略プロジェクトの取組と展開

戦略プロジェクト1

東北が一体となった広域観光の充実と誘客プロモーション

- (1) 東北の広域観光周遊ルートの確立と観光資源の磨き上げ
 - 「日本の奥の院 東北探訪ルート」などの広域観光ルートの確立
 - 圏域間の連携による広域観光の充実
 - 自然・文化・歴史など東北ならではの多様な観光資源の磨き上げ
- (2) 東北の魅力を伝える一体的な誘客プロモーション
 - 東北が一体となった誘客プロモーション
 - 海外・中部以西等に対して冬季観光など東北の多彩な魅力をPR
 - 多様なメディアや媒体を活用した正確な情報発信
- (3) 仙台空港等の活用や二次交通の充実による東北の周遊促進
 - 仙台空港等を活用した誘客促進及びLCC等の航空路線の拡大
 - 二次交通等の充実とクルーズ船の誘致

戦略プロジェクト2

観光産業の連携強化と成長促進

- (1) DMO等の形成による魅力ある観光地域づくり
 - 仙台・松島復興観光拠点都市圏や県内に設立されたDMO等による魅力ある観光地域づくり
 - ニュートゥリズムや体験型観光など新たな観光コンテンツづくり
 - 農林水産業などの関連産業との連携による新たな観光の魅力づくり
 - 産学官の連携強化などによる観光産業に寄与する人材の育成等
- (2) 観光産業の成長に向けた基盤強化
 - マーケティングの活用推進による新たな旅行ニーズへの対応
 - 観光事業者の経営・サービスの改善による「おもてなし力」の向上
 - 事業者間の連携による観光商品等の開発
 - 観光資源の磨き上げ等による受入態勢の整備

戦略プロジェクト3

外国人観光客の誘客加速化

- (1) 東アジア市場を中心とした誘客プロモーション
 - 重点市場である東アジアを対象とした誘客プロモーション
 - 欧米豪を対象とした誘客プロモーション
 - 個人旅行(FIT)を対象とした誘客プロモーション
- (2) 風評払拭のための正確かつ戦略的な情報発信等
 - 風評を払拭する正確な情報提供
 - ICT・SNSを活用した戦略的な情報発信
- (3) 訪日外国人受入環境整備の推進
 - 多言語案内表示や無料Wi-Fi整備の推進
 - 訪日外国人の言語・文化の理解促進と「おもてなし力」の向上
 - 航空路線・二次交通等の交通網拡充とクルーズ船の誘致

戦略プロジェクト4

沿岸部のにぎわい創出

- (1) 魅力ある観光資源の磨き上げと正確な情報発信
 - 沿岸部のにぎわいを創出する誘客事業
 - 体験型観光・復興ツーリズムの推進
 - 沿岸部の風評を払拭する正確な情報発信
- (2) 観光施設等の再建と受入態勢整備強化
 - 観光・宿泊施設等の再建・整備支援
 - 沿岸部道路・観光案内板・歩道等の再整備

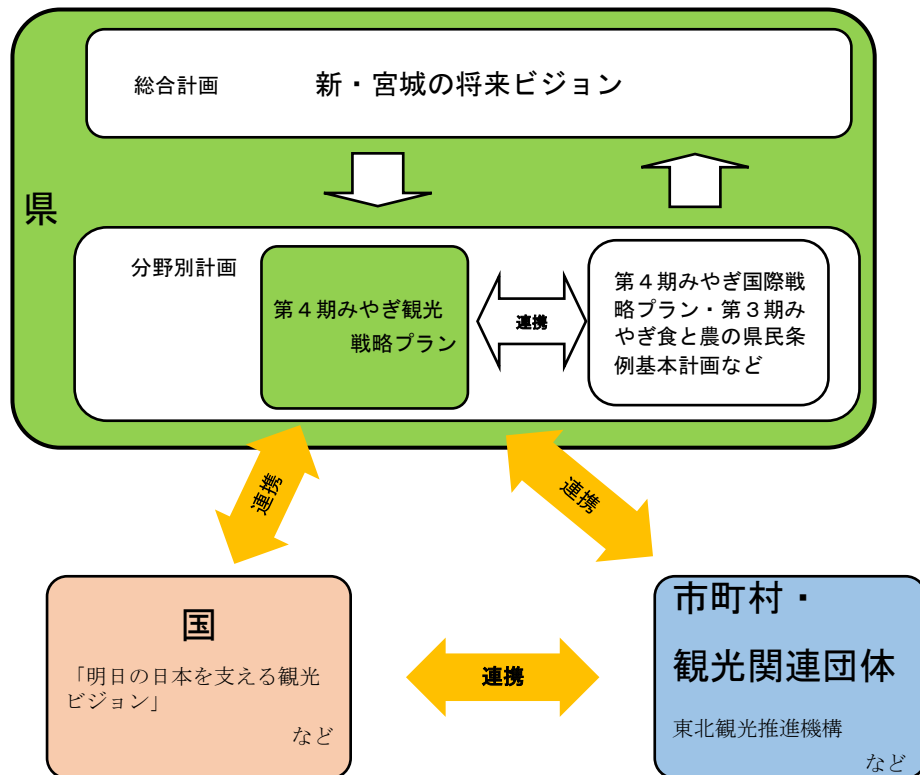
感染症により落ち込んだ観光需要の回復と持続可能な観光地づくり

- (1) 安全・安心の機運醸成と可視化による選ばれる観光地づくり**
 - 観光地として選ばれるための安全安心の対策とその見える化の取組
 - 入国制限緩和を見据えたインバウンドへの取組
- (2) 回復フェーズに応じた取組推進と観光資源の魅力の再発見**
 - 社会経済活動の回復フェーズに応じた取組の推進
 - 地域の魅力の再発見と旅行者の受入体制の構築
 - 交流人口の拡大に加えての関係人口の拡大の取組
- (3) ニューノーマルに適應したビジネスモデル転換と新たな観光の創出**
 - 新しい価値観からみやぎの新しい観光創出の取組
 - みやぎにしかないアドバンテージを生かした取組の推進

第5章 みやぎの観光の飛躍に向けた取組の進め方

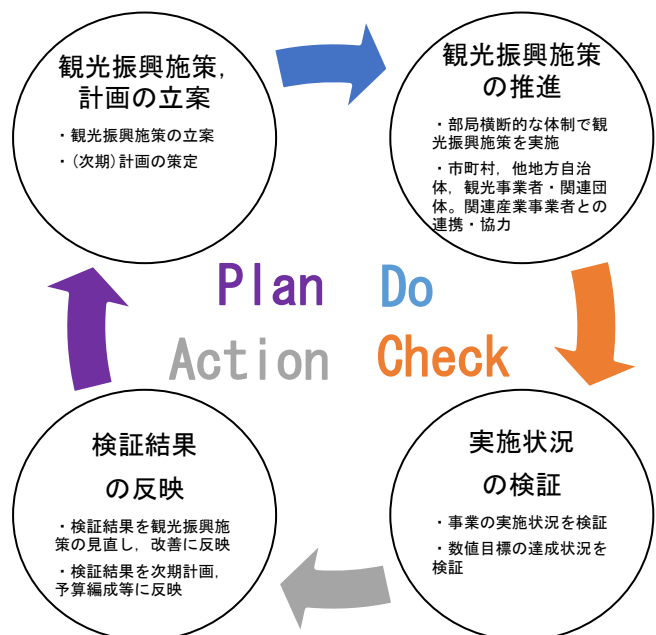
1 各種計画との連携

本プランの推進に当たっては、県政運営の基本方針である「宮城の将来ビジョン」と東日本大震災からの復興の道筋を示す「宮城県震災復興計画」、さらにはこれらの推進力となる「宮城県地方創生総合戦略」に掲げる理念を継承し、一つの計画に統合した「新・宮城の将来ビジョン」の下、県の「第4期みやぎ国際戦略プラン」などの分野別計画や国における「明日の日本を支える観光ビジョン」、東北観光推進機構の「中期実施計画」など各種計画との連携に努めます。



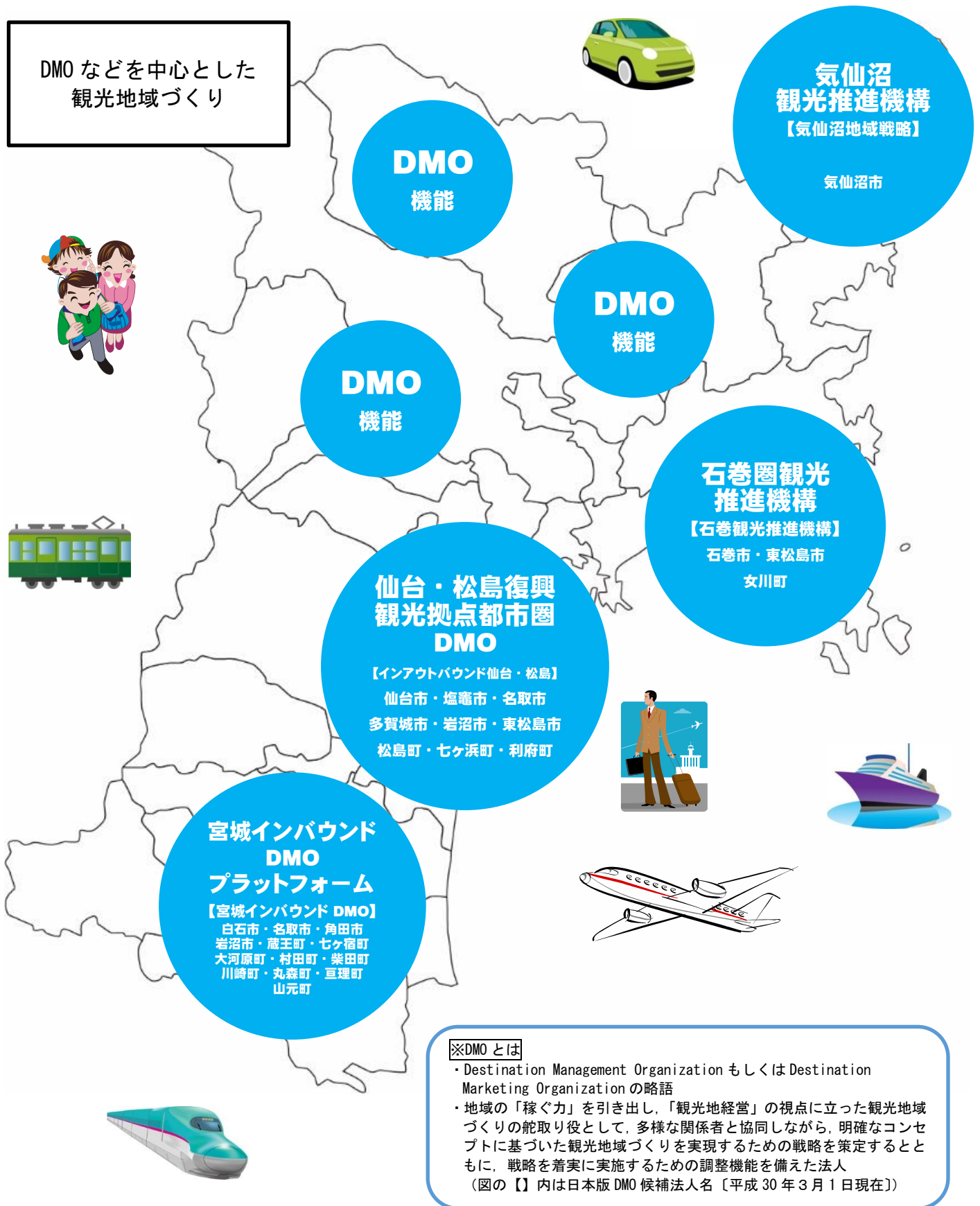
2 進行管理と推進

本プランの進行管理に当たっては、社会情勢の変化に対応するため、PDCAサイクルのマネジメント手法を用い、毎年度事業の達成状況を検証し公表するとともに、その結果を観光再生の取組に反映させることにより、着実な推進を図ります。



3 各地域におけるDMO(※)などを中心とした観光地域づくりと東北の連携のイメージ

県内の各地域でDMOなどを中心として、宮城県のみならず、市町村・県民・観光事業者・観光関連団体や関連する多くの産業の関係者がプランの実現に向けて連携し、宮城を訪れた多くの観光客が東北を周遊する好循環が生まれるよう取り組みます。

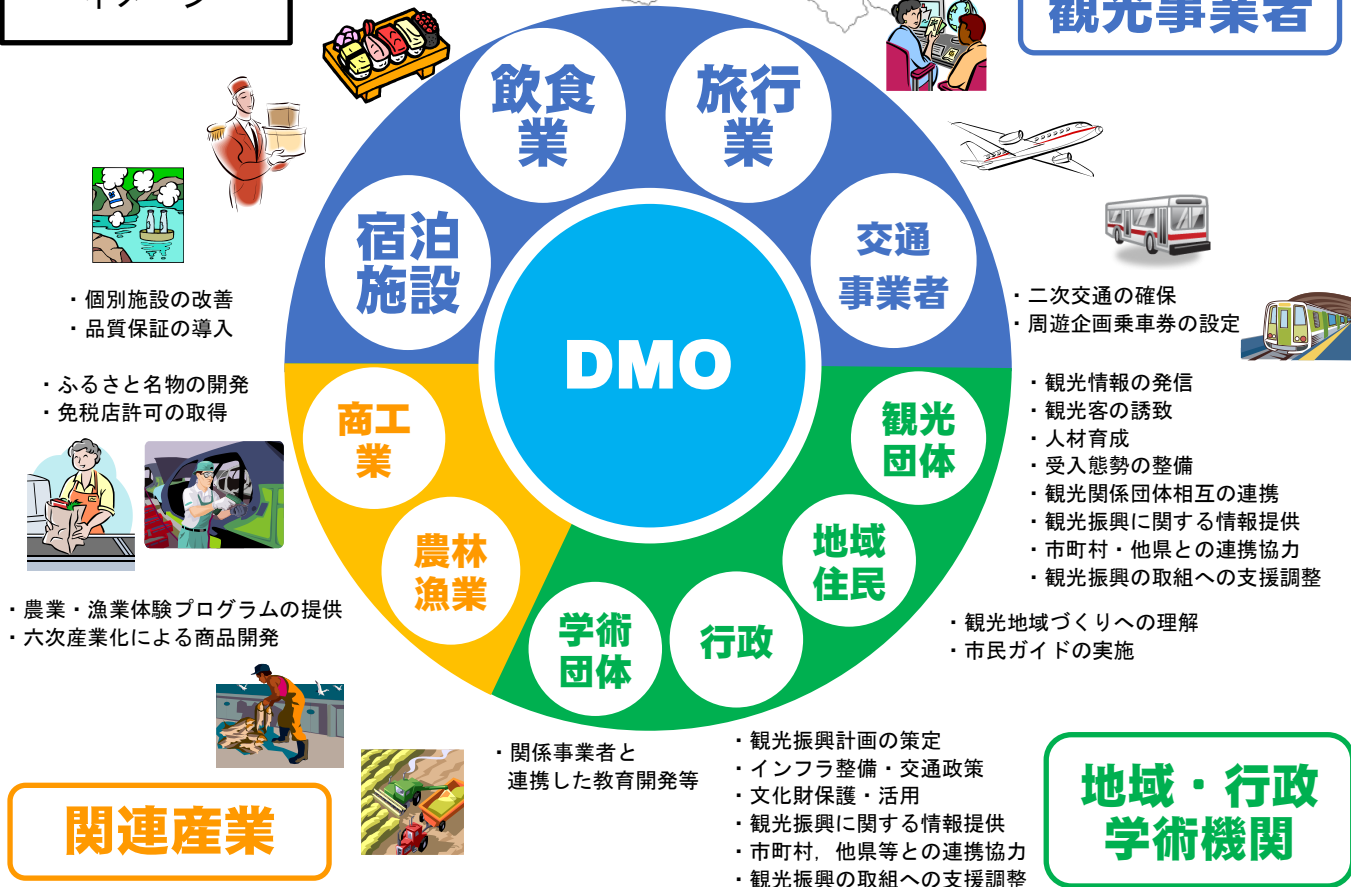


東北の連携と観光客
周遊の好循環

東北6県の
連携

観光地域づくり
イメージ

観光事業者



関連産業

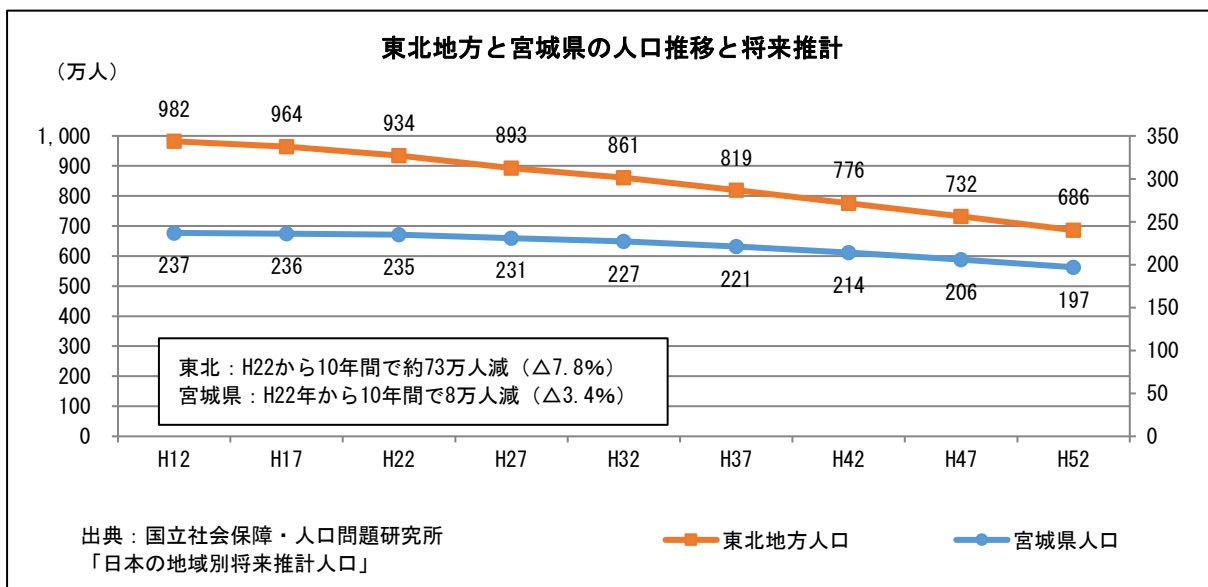
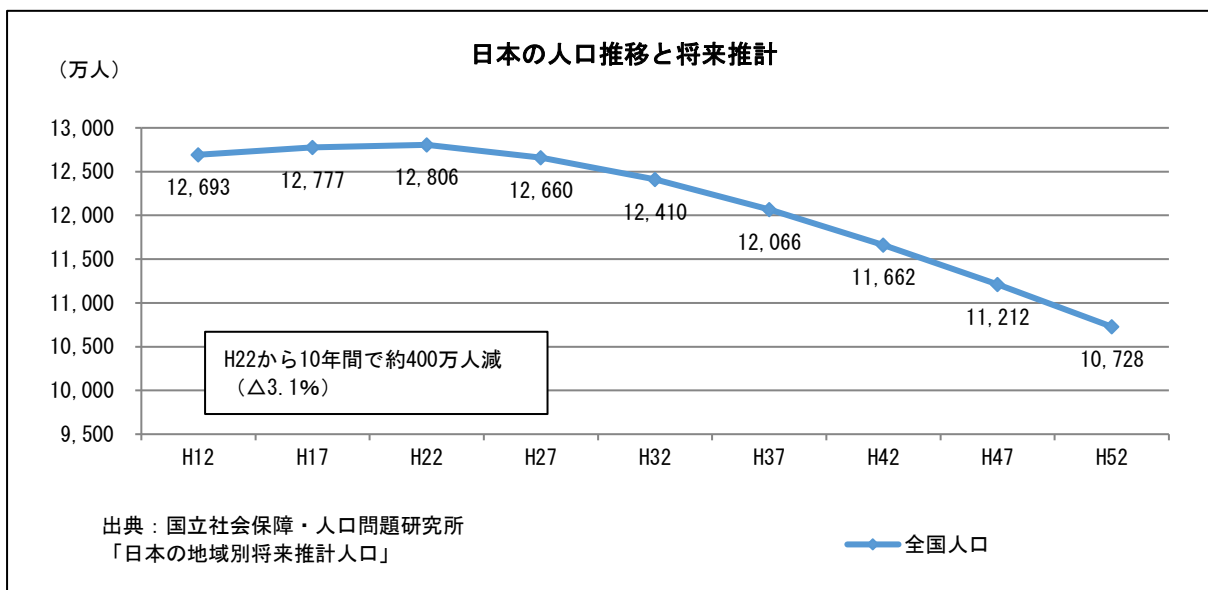
地域・行政
学術機関

1 観光に関する環境変化

観光を取り巻く環境は、「第3期みやぎ観光戦略プラン」策定時から大きく変化しており、「第4期みやぎ観光戦略プラン」策定に当たって必要となるこれらの環境変化について整理します。

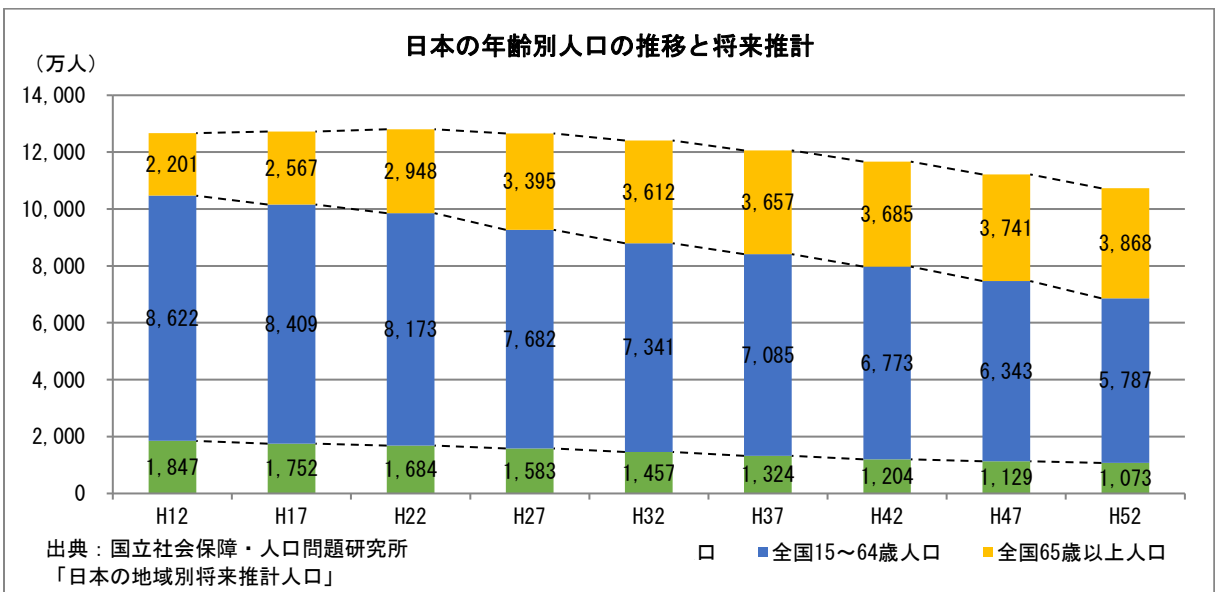
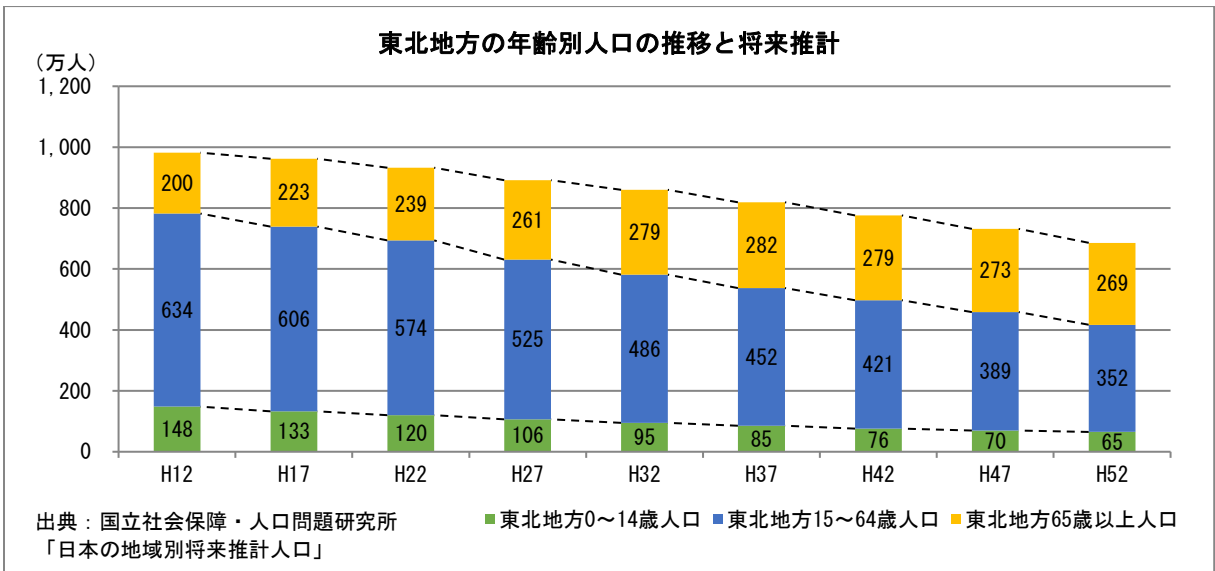
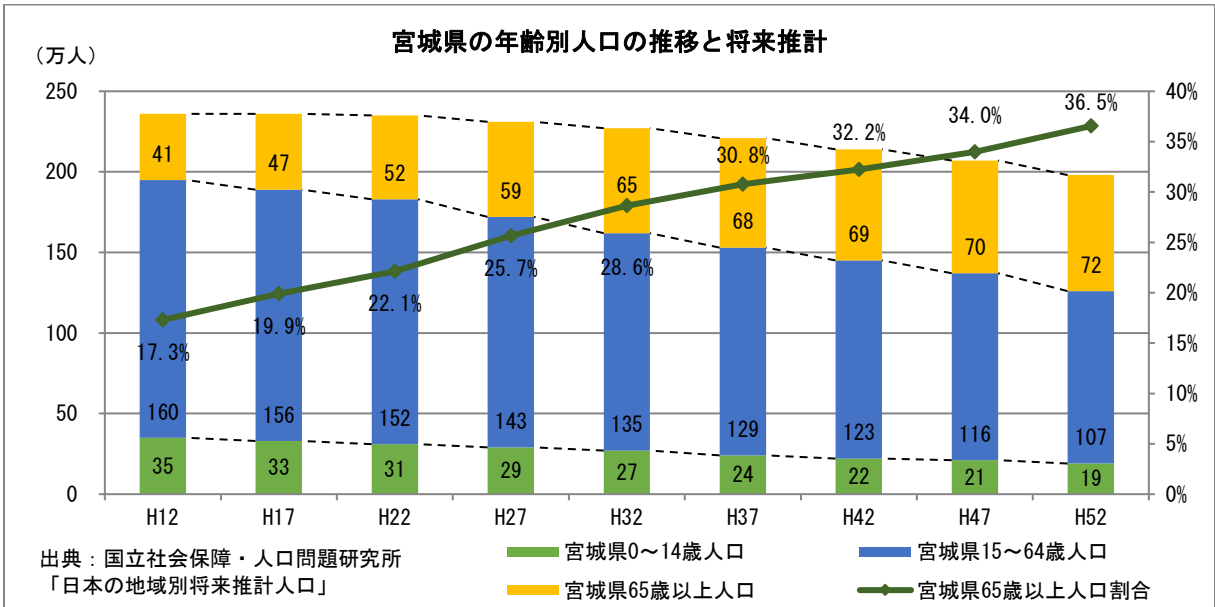
(1) 人口動態 ～ 人口減少・高齢化の本格化 ～

我が国の人口は、平成22年をピークとして減少に転じており、その10年後の平成32年には約400万人減の1億2,410万人まで減少すると予測されています。東北地方及び宮城県は、全国の減少率を上回る減少局面にあります。これらの人口の動向を踏まえると、地域経済の活性化を図るには、国内観光の振興を図るだけでなく、海外との観光交流の推進が不可欠です。



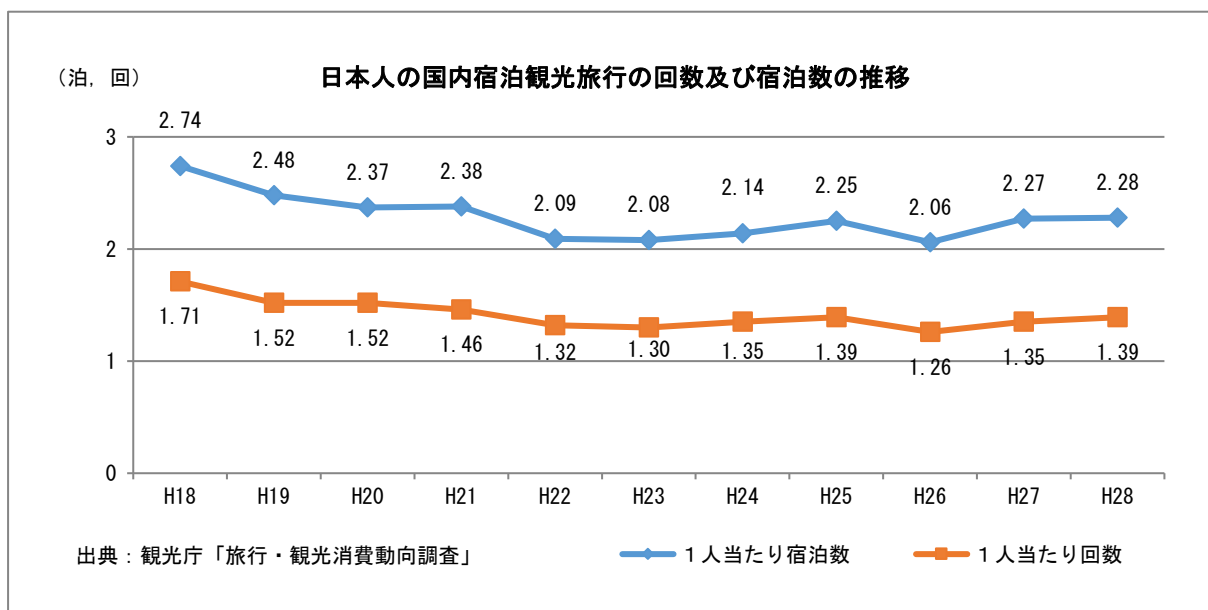
人口減少と並行して高齢化が進行しています。平成22年には2,948万人だった我が国の65歳以上の高齢者人口は、10年後の平成32年には約664万人増の3,612万人まで増加すると予測されています。東北地方及び県の高齢者人口も同様に増加局面にあり、県の平成32年の高齢化率は28.6%と、3.5人に1人が高齢者になると想定されています。急激な少子高齢化の進展に伴う労働人口の減少や消費の縮小等により、経済全体の規模が縮小していくことが懸念されています。

一方で、時間の余裕と経済力のあるシニア世代の増加を背景に、観光分野ではシニア世代の観光需要の増加が期待されています。



(2) 国内旅行の状況 ～ 全国的には東日本大震災の影響からほぼ回復 ～

観光庁によると、平成 28 年における国民一人当たりの国内宿泊観光旅行回数は 1.39 回、宿泊数は 2.28 泊と推計されています。また、平成 28 年の日本人の国内観光旅行者数は、日帰り旅行については延べ 2 億 880 万人、宿泊旅行については延べ 1 億 7,348 万人となりました。いずれも東日本大震災前と同水準となっています。



平成 28 年の日本人の国内観光旅行者数（出典：観光庁「旅行・観光消費動向調査」，「宿泊旅行統計調査」）

種別	旅行者数	H22 年比
日帰り旅行	延べ 2 億 880 万人	+8.3%
宿泊旅行	延べ 1 億 7,348 万人	+1.7%

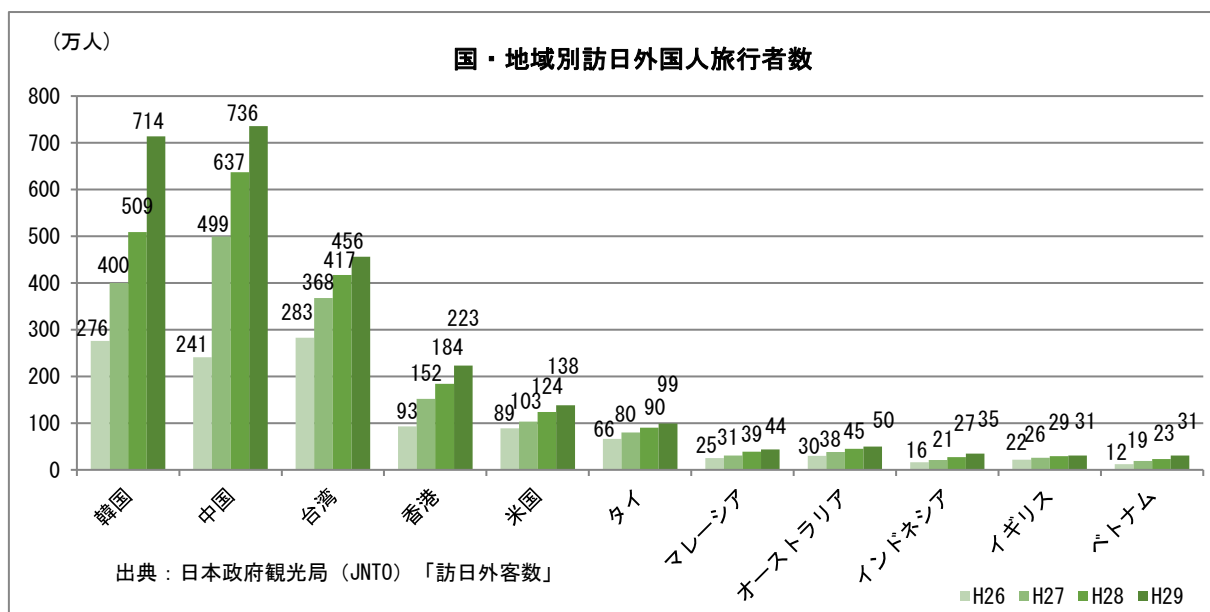
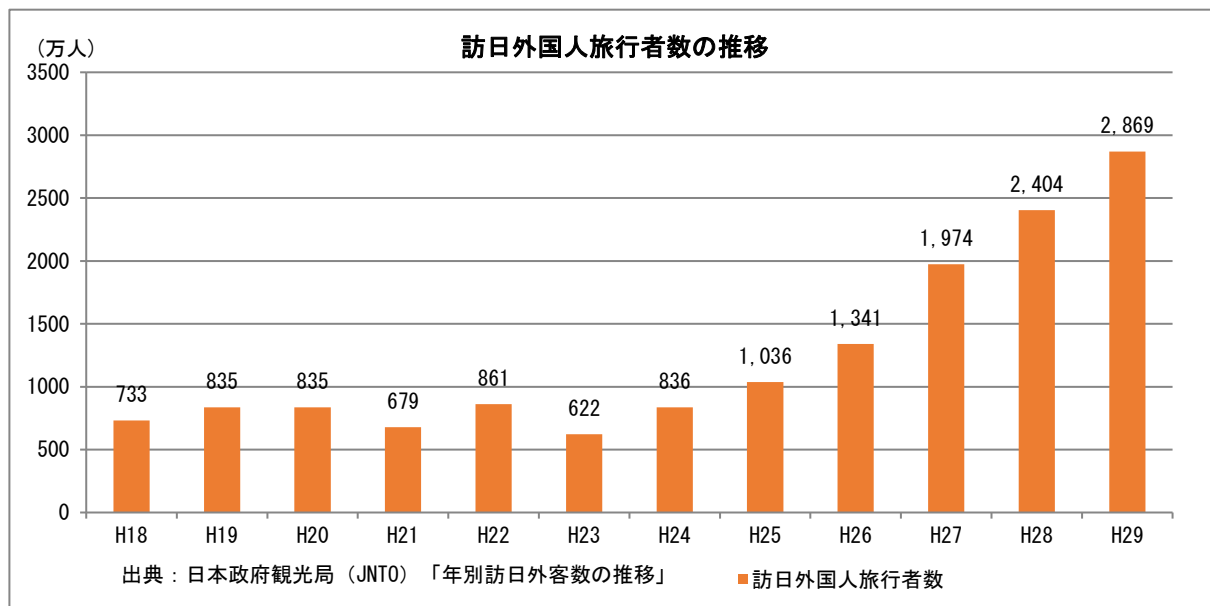
国や地方自治体が管理する空港の運営を民間に委託できるようにする「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律」により、仙台空港が平成 28 年 7 月に国管理空港として全国で初めて民営化され、滑走路や旅客ビル等の一体的な経営を行うことによって、弾力的かつ効率的な空港運営が可能となりました。また、民営化以降、国際線の新規就航や増便による航空路線の拡充、仙台空港を発着するバス路線の開設、空港施設のリニューアルオープンなどが行われ、平成 29 年 9 月にピーチ・アビエーションが仙台空港を拠点化するとともに、台北便と札幌便が就航するなど、民営化を契機として宮城・東北の交流人口の一層の拡大と地域の活性化が見込まれます。

さらには、平成 27 年 3 月の北陸新幹線の金沢開業や平成 28 年 3 月の北海道新幹線の新函館北斗駅開業など新たな高速交通網が整備され観光客の行動範囲が一層広がっており、国内外からの誘客を巡る日本国内の他地域との観光交流の活性化が期待できます。

時期	開業地域	所要時間等
平成 27 年 3 月	北陸新幹線 金沢開業	東京－金沢間 約 2 時間 30 分 (新幹線延伸前 約 3 時間 50 分, 約 1 時間 20 分短縮) 東京－富山間 2 時間 7 分 (新幹線延伸前 約 3 時間 11 分, 約 1 時間短縮)
平成 28 年 3 月	北海道新幹線 新青森・新函館北斗間	東京－新函館北斗 約 4 時間 9 分 (新幹線延伸前 約 5 時間 10 分, 約 1 時間短縮) 仙台－新函館北斗 約 2 時間 37 分

(3) 訪日旅行の状況 ～ 国全体のインバウンドは回復 ～

平成 29 年の訪日外国人旅行者数は過去最高の 2,869 万人となり、5 年連続で過去最高を記録しました。航空路線の拡充やクルーズ船寄港数の増加、査証要件の緩和に加え、これまでの継続的な訪日旅行プロモーションなど、様々な要因が訪日外国人旅行者数の増加を後押ししたと考えられます。国別では、台湾、香港、タイ、マレーシアなど多くの国々からの訪日外国人旅行者が過去最高を記録しました。

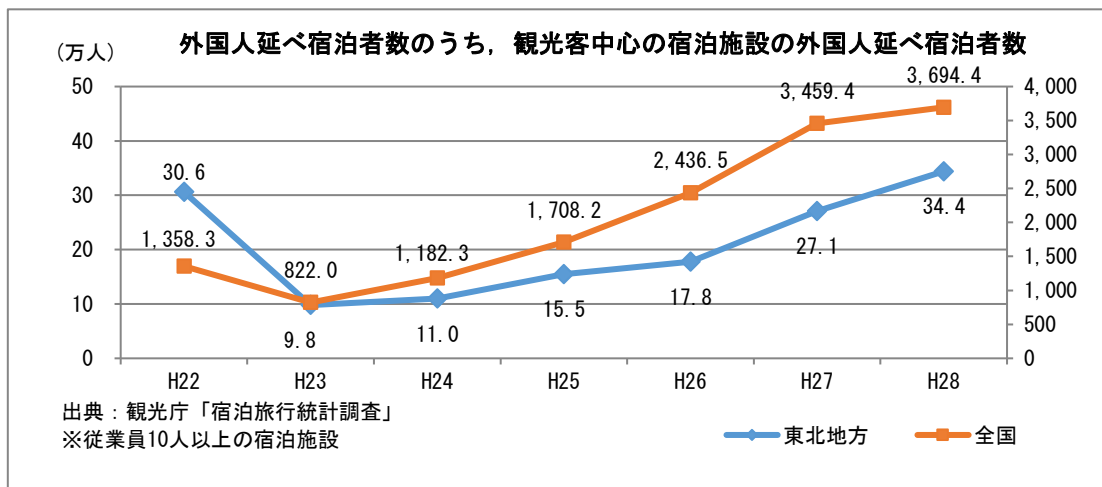
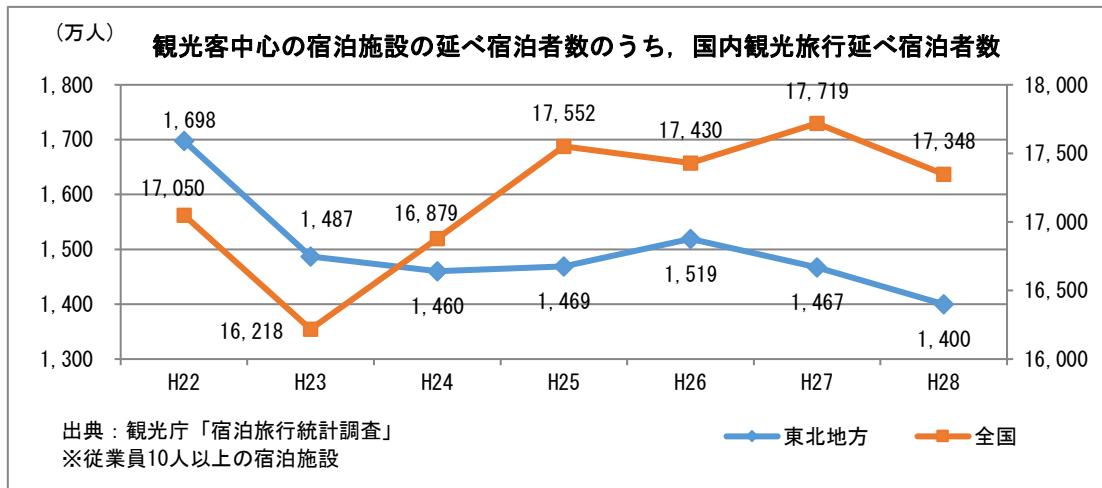
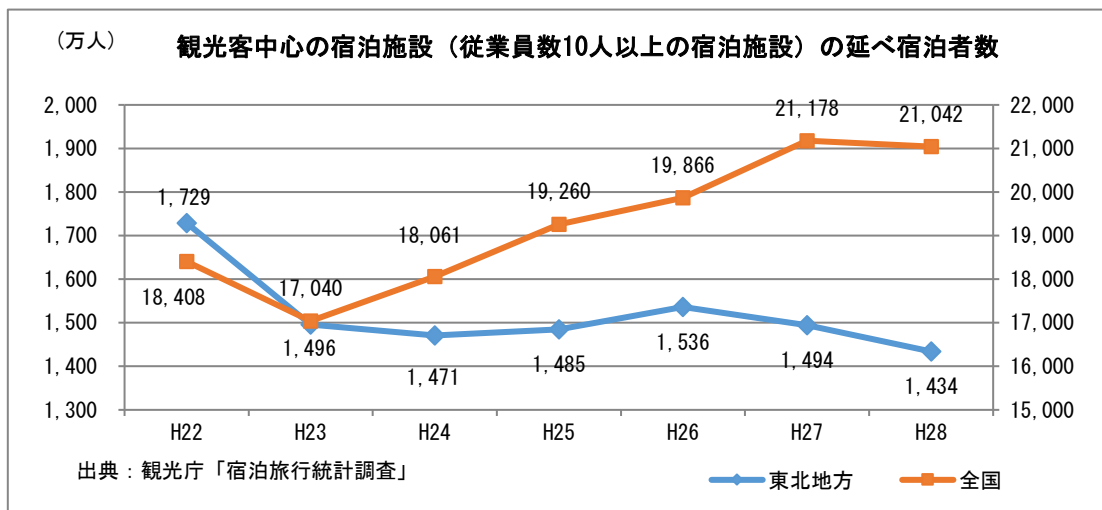


政府は、平成 28 年 3 月に開いた「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」で、政府の成長戦略で定めた 2030 年までに訪日外国人旅行者数を年間 6,000 万人とする目標の実現に向けた「観光先進国」への「3つの視点」と「10の改革」を決定しました。訪日外国人旅行者数は特に東アジアや東南アジアからの旅行者がビザの緩和等で増加傾向が続いています。欧州・米国・豪州や富裕層などをターゲットにしたプロモーションを行うなど、幅広く観光客の誘致に力を入れていることになっています。

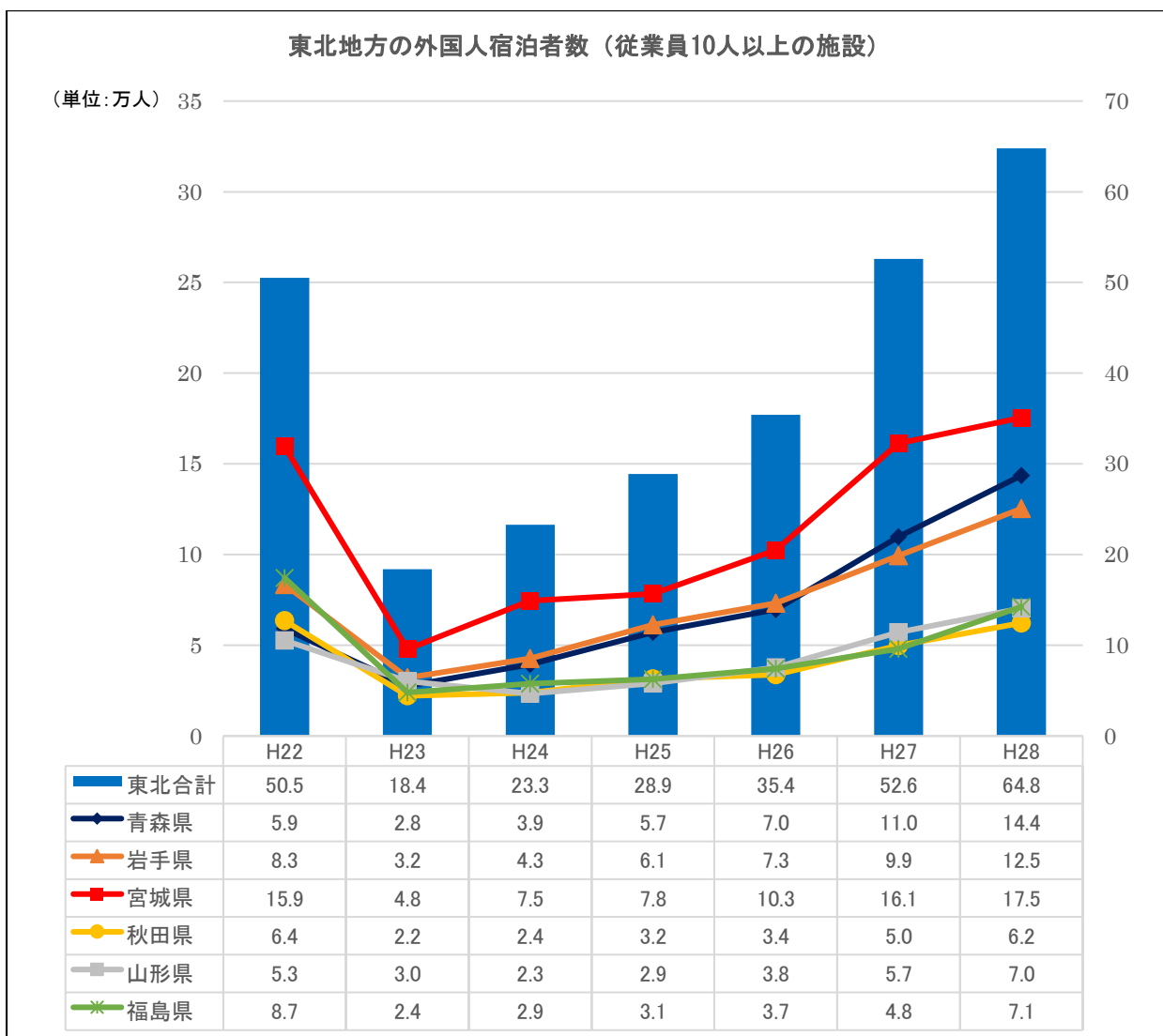
そのほか、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催の決定を契機として、訪日外国人の増加が見込まれます。また、東日本大震災の被災地では、サッカーの予選や聖火リレーなどが行われる予定となっていることから、外国人観光客の受入環境の整備など、2020 年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を見据えた対応が求められます。

(4) 東北地方の状況 ～ 東日本大震災及び風評被害からの観光の回復の遅れ ～

東日本大震災で太平洋沿岸部の観光施設等が壊滅的な被害を受けた東北地方では、被災した集客施設等の復旧支援や各県での観光キャンペーンなどにより国内外からの観光客の誘致に努めているものの、東京電力福島第一原子力発電所事故による風評被害や宿泊施設等の復旧の遅れなどが影響し、平成28年の観光客中心の宿泊施設の延べ宿泊者数は約1,434万人（震災前比△約17%）、国内観光旅行延べ宿泊者数は約1,400万人（震災前比△約18%）と、全国に比べ観光の回復が大きく遅れています。また、観光客中心の外国人延べ宿泊者数は約34.4万人（震災前比+約12%）と、全国に比べ震災前比で伸び悩んでいます。



東北地方の外国人宿泊者数（ビジネス目的含む。）の推移を見ますと、宮城県は平成28年17.5万人（震災前比+約10%）と震災前の水準を上回って伸びておりますが、青森県は14.4万人（震災前比+約144%），また、岩手県は12.5万人（震災前比+約50%）と、北海道新幹線の開業などを契機に著しい伸びをみせています。

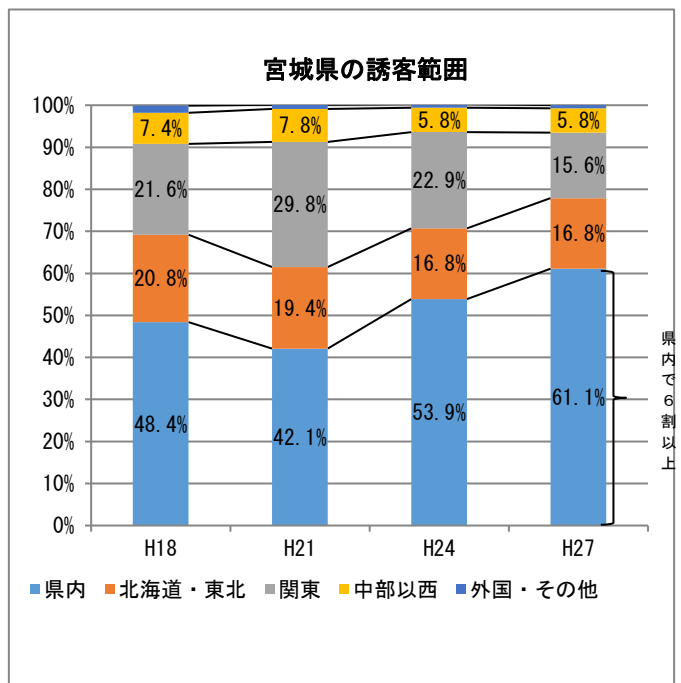
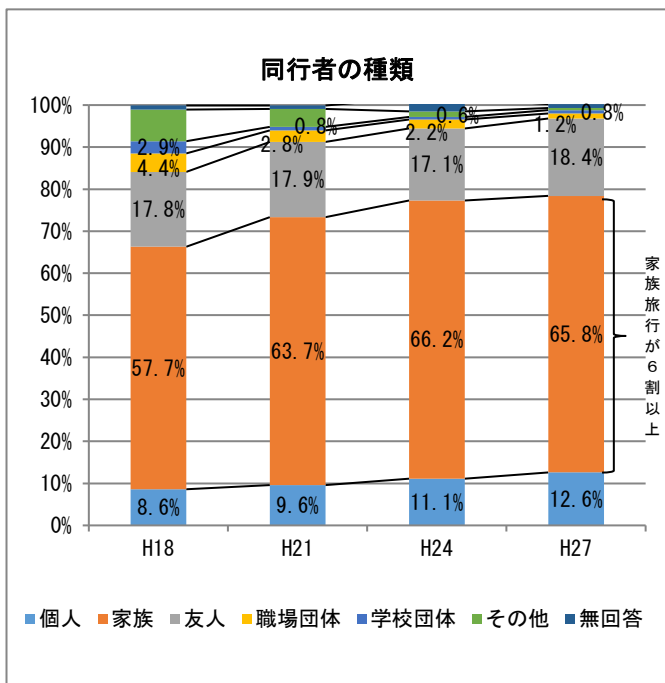
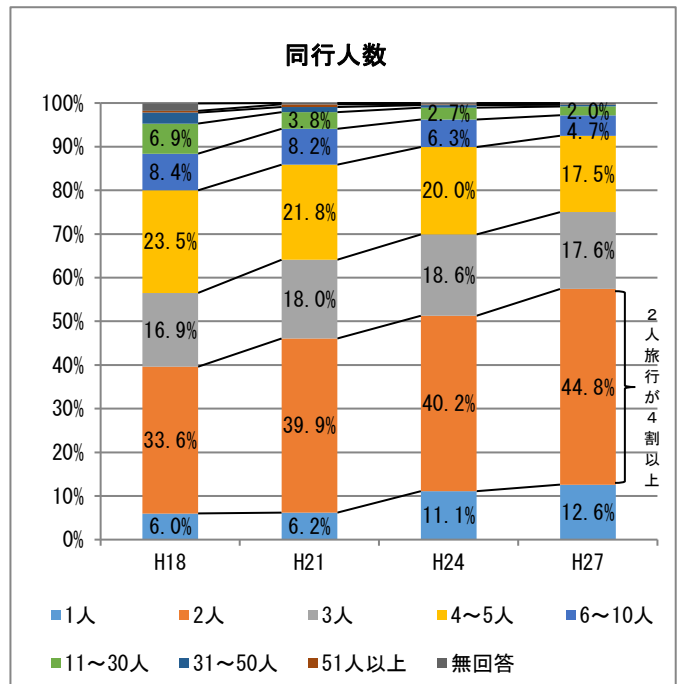
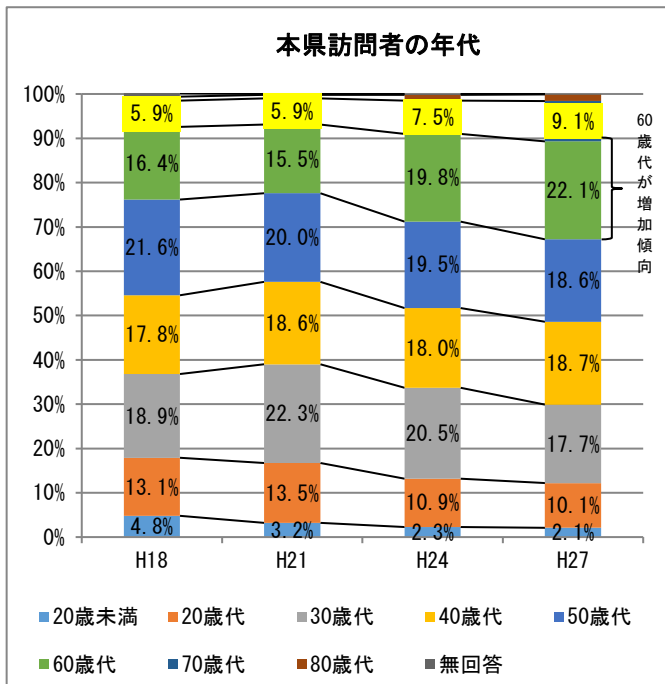


出典：観光庁「宿泊旅行統計調査」

2 本県訪問者の姿

県では、観光客の実態を把握し、観光動向や県経済に与える効果等について調査を実施しており、県内の主要観光地点で実施した調査結果を整理しました。（出典：全て宮城県観光課調べ）

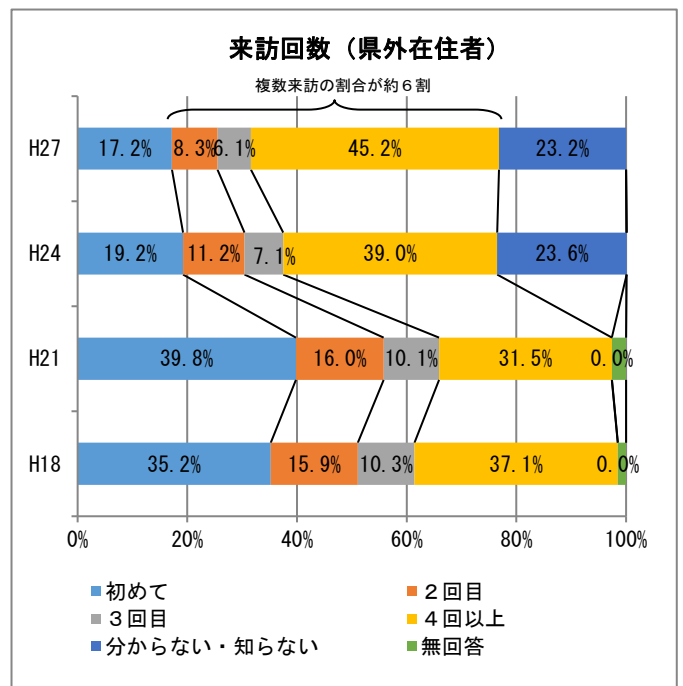
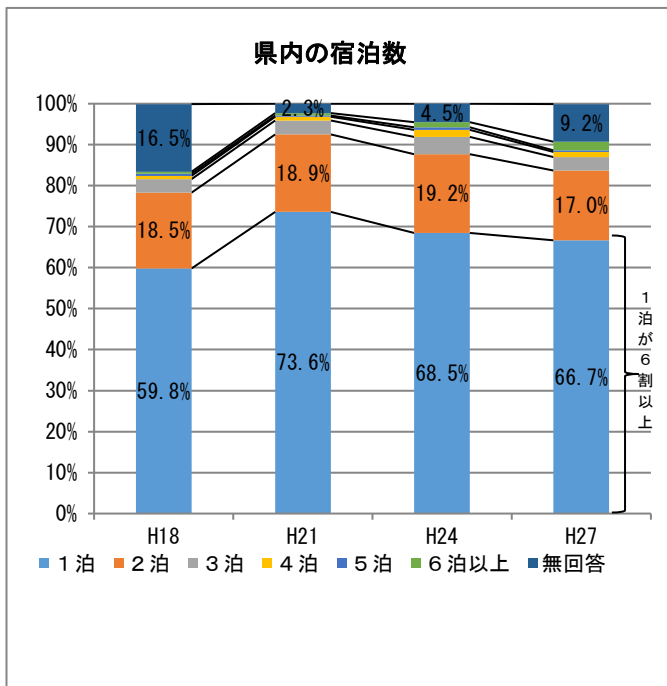
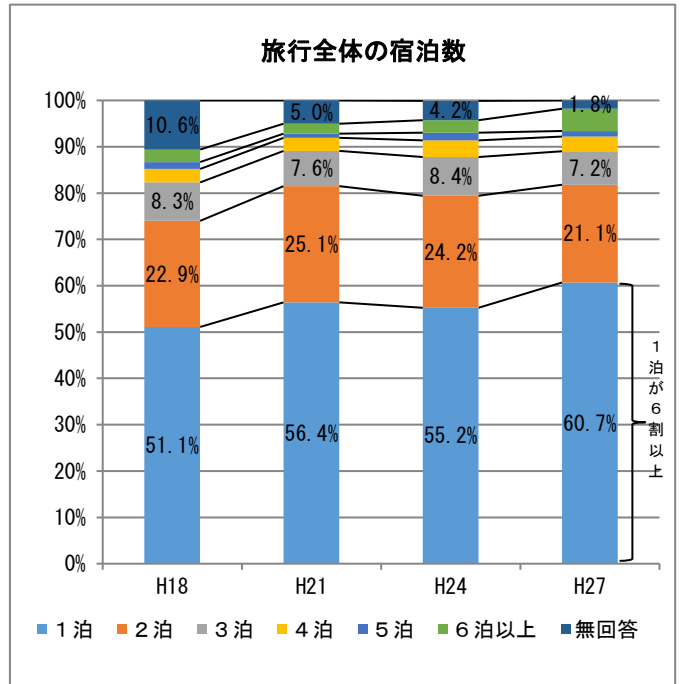
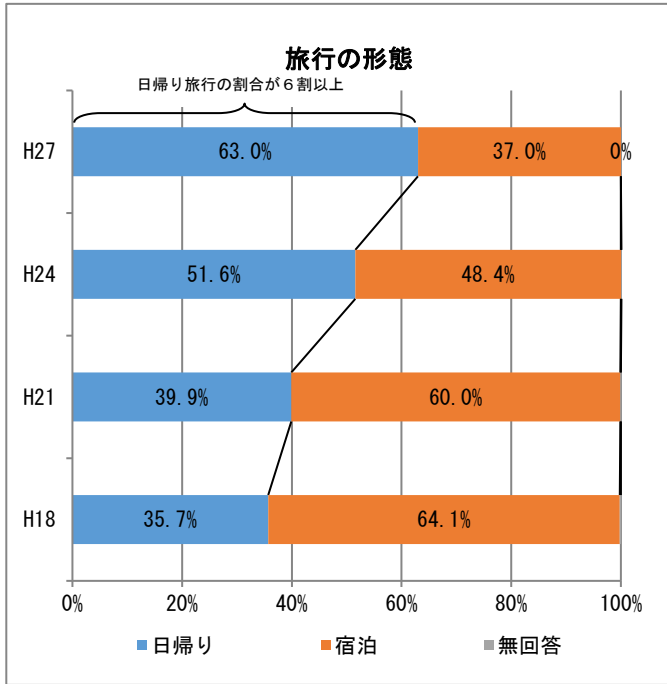
- 年代は、20歳代から60歳代まで幅広い方々が訪れているが、近年は60歳代が増加傾向
- 同行人数は、2人旅行が4割以上、また、1人旅行が増加傾向
- 同行者の種類は、家族旅行が6割以上、個人旅行が増加傾向
- 誘客範囲は、県内が6割以上を占める。中部以西は1割未満
- 交通手段は、自家用車が7割以上を占める。



主な交通手段（複数回答）

	H18	H21	H24	H27
1位	自家用車 66%	自家用車 70.8%	自家用車 72.1%	自家用車 70.3%
2位	新幹線 12.4%	新幹線 13.8%	新幹線 11.6%	新幹線 8.3%
3位	貸切バス 9.1%	鉄道 7.0%	その他 10.4%	鉄道 7.3%
4位	鉄道 6.8%	貸切バス 5.9%	鉄道 8.2%	その他 5.3%

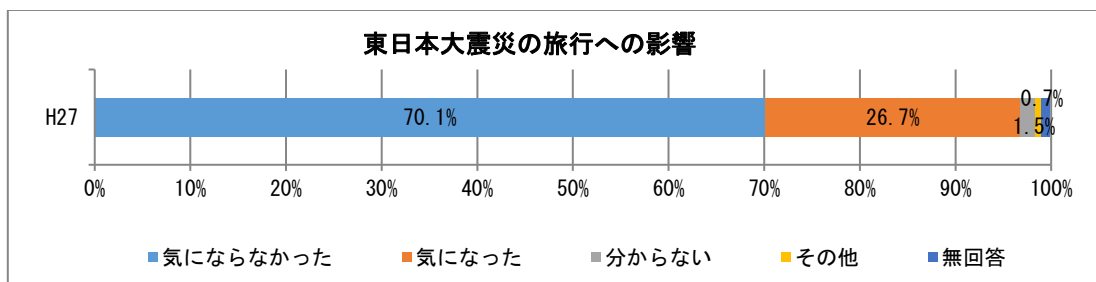
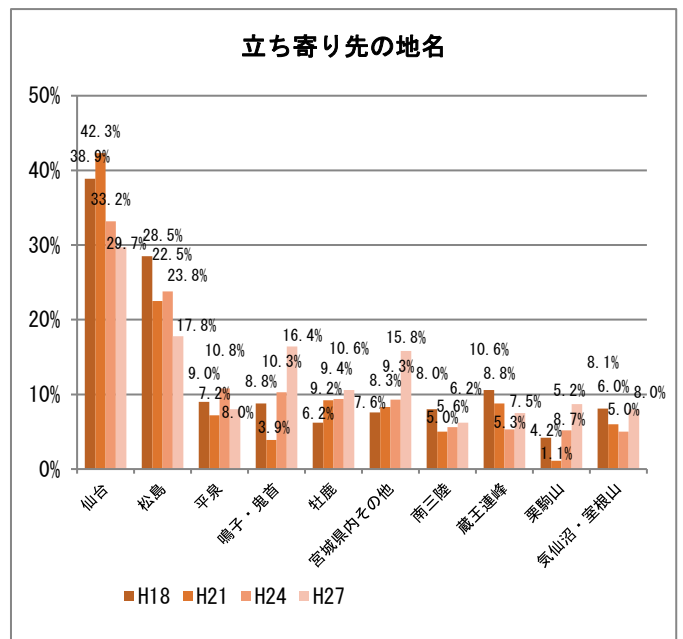
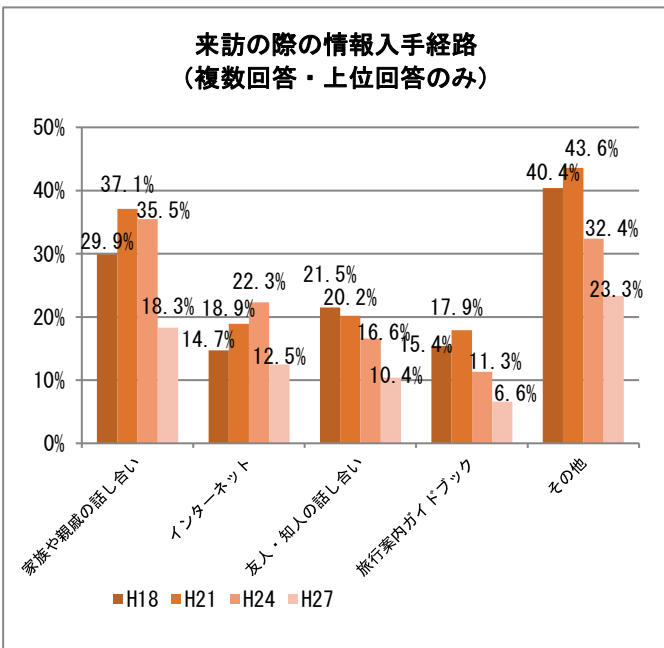
- 旅行形態は、日帰り旅行が増加傾向にあり、平成 27 年は 6 割以上
- 旅行全体の宿泊数は 1 泊が 6 割以上を占め、2 泊は約 2 割を占める。
- 県内の宿泊数は、6 割以上が県内に 1 泊、2 割弱が県内に 2 泊している。
- 複数回来訪している割合は約 6 割を占める。



- 来訪理由は「自然の美しさややすらぎ」、「温泉や郷土料理」を目的に訪れる割合が一貫して高い。平成24年、27年の「自然の美しさややすらぎ」を求める割合は約5割を占めて特に高い。
- 情報入手経路は、「家族や親戚の話し合い」が約2割を占める。
- 立ち寄り先の地名は仙台及び松島を訪れる観光客の割合が多い。また、鬼首・鳴子が上昇している。
- 東日本大震災の旅行への影響については、「気にならなかった」の割合が7割を超えた。

来訪理由（複数回答）

	H18	H21	H24	H27
1位	自然の美しさややすらぎを求めて 32.1%	自然の美しさややすらぎを求めて 34.5%	自然の美しさややすらぎを求めて 54.7%	自然の美しさややすらぎを求めて 47.5%
2位	温泉や郷土料理などを楽しむため 26.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 33.7%	温泉や郷土料理などを楽しむため 39.6%	温泉や郷土料理などを楽しむため 36.8%
3位	距離が手ごろであるため 22.9%	距離が手ごろであるため 20.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 23.4%	訪れたい名所・旧跡があるため 23.5%
4位	以前にも訪れたことがあるため 14.9%	訪れたい名所・旧跡があるため 19.5%	距離が手ごろであるため 18.4%	距離が手ごろであるため 19.6%
5位	訪れたい名所・旧跡があるため 12.2%	この場所のお祭りやイベントのため 15.5%	以前にも訪れたことがあるため 14.4%	訪れたい観光施設があるため 15.7%
6位	費用が手ごろであるため 11.8%	以前にも訪れたことがあるため 13.4%	訪れたい観光施設があるため 12.7%	以前にも訪れたことがあるため 10.1%
7位	利用したい宿泊施設があるため 10.9%	訪れたい観光施設があるため 10.7%	被災地支援や被災地を視察したい と思つたため 11.4%	費用が手ごろであるため 8.5%



3 第4期みやぎ観光戦略プランの策定・改定経過

策定経過

年月日	策定経過	備考
平成29年1月26日	みやぎ観光創造県民会議	第3期プランの課題と取組
平成29年6月5日	産業振興審議会	プランの策定について諮問
平成29年7月10日	みやぎ観光創造県民会議	プラン中間案について審議
平成29年7月24日	産業振興審議会商工業部会	〃
平成29年8月22日	産業振興審議会	〃
平成29年9月11日	パブリックコメント(～10月10日)	プラン中間案に対する意見募集
平成29年10月20日	県議会に報告	プラン中間案について報告
平成29年10月30日	みやぎ観光創造県民会議	プラン最終案について審議
平成29年11月6日	産業振興審議会商工業部会	〃
平成29年11月20日	産業振興審議会	〃
平成29年12月27日	産業振興審議会から答申	プランの策定について答申
平成30年3月14日	県議会に報告	プラン策定案について報告
平成30年3月19日	観光王国みやぎ推進本部	第4期みやぎ観光戦略プランの決定

改定経過

年月日	策定経過	備考
令和2年6月5日	みやぎ観光振興会議（全体会議）	新型コロナウイルス感染症の影響と回復戦略のイメージ
令和2年6月12日～	みやぎ観光振興会議（圏域会議）	新型コロナウイルス感染症の影響と回復戦略のイメージ
令和2年6月17日	産業振興審議会	4期プランの改定について諮問
令和2年7月14日～	みやぎ観光振興会議（圏域会議）	回復戦略（概要）に対する意見
令和2年8月3日	みやぎ観光振興会議（全体会議）	〃
令和2年8月19日	産業振興審議会商工業部会	プラン改定案（中間案）について審議
令和2年8月21日	県議会に報告	プラン改定案（中間案）について報告
令和2年8月26日～	みやぎ観光振興会議（圏域会議）	回復戦略（原案）に対する意見
令和2年9月1日	産業振興審議会	プラン改定案（中間案）について審議
令和2年9月7日	パブリックコメント（～10月6日）	プラン改定案（中間案）に対する意見募集
令和2年9月10日	みやぎ観光振興会議（全体会議）	回復戦略（原案）に対する意見
令和2年10月26日	みやぎ観光振興会議（全体会議）	回復戦略（最終案）に対する意見
令和2年11月2日	観光王国みやぎ推進本部	回復戦略の決定
令和2年11月12日	産業振興審議会商工業部会	プラン改定案（最終案）について審議
令和2年12月24日	産業振興審議会	〃
令和3年1月18日	産業振興審議会から答申	プラン改定案について答申

4 宮城県産業振興審議会委員・みやぎ観光創造県民会議名簿

■宮城県産業振興審議会第10期委員

任期 令和元年7月29日～令和3年7月28日（敬称略，部会ごとに五十音順）

区分	所属等	氏名	備考
会長	東北大学 名誉教授	内田 龍男	
副会長	東北大学 理事・副学長	滝澤 博胤	第10期から
農業部会長	東北大学大学院農学研究科 教授	伊藤 房雄	
農業部会	有限会社大郷グリーンファーマーズ 代表取締役	郷右近 秀俊	
農業部会	せんだい食農交流ネットワーク 代表理事	斉藤 緑里	
農業部会	株式会社ヒルズ 代表取締役	佐藤 克美	第10期から
農業部会	旬の店シンフォニー 代表	高橋 順子	
農業部会	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	松木 弥恵	
水産林業部会長	東北大学大学院農学研究科 教授	木島 明博	
水産林業部会	宮城中央森林組合 総務課長	木村 明子	第10期から
水産林業部会	富士大学 学長	岡田 秀二	
水産林業部会	株式会社佐久 専務取締役	佐藤 太一	第10期から
水産林業部会	具楽 代表	早坂 具美子	
水産林業部会	水野水産株式会社 代表取締役社長	水野 暢大	
商工業部会長	東北大学 理事・副学長	青木 孝文	第10期から
商工業部会	株式会社コミュニナ 取締役	笠間 建	
商工業部会	office ayumitairo 代表	関 美織	
商工業部会	株式会社緑水亭 若女将	高橋 知子	
商工業部会	産電工業株式会社 代表取締役	高橋 昌勝	第10期から
商工業部会	株式会社カネサ藤原屋 代表取締役副社長	佐藤 万里子	〃

（第8期で退任された委員）

第8期任期 平成27年7月29日～平成29年7月28日

区分	所属等	氏名	備考
農業部会	有限会社伊豆沼農産 代表取締役	伊藤 秀雄	第8期まで
農業部会	株式会社はなやか 代表取締役	伊藤 恵子	〃
農業部会	みやぎ生活協同組合 地域代表理事	大友 恵里子	〃
水産林業部会	有限会社まるきた商店 代表取締役	斎藤 まゆみ	〃
水産林業部会	石巻魚市場株式会社 代表取締役社長	須能 邦雄	〃
商工業部会	ブレイントラストアンドカンパニー株式会社 代表取締役社長	大志田 典明	〃
商工業部会	有限会社岩沼屋ホテル 専務取締役	橘 眞紀子	〃

(第9期で退任された委員)

第9期任期 平成29年7月29日～令和元年7月28日

区 分	所 属 等	氏 名	備 考
副会長	公益財団法人みやぎ産業振興機構 シニアアドバイザー	白幡 洋一	第9期まで
農業部会	有限会社川口グリーンセンター 代表取締役	白鳥 正文	〃
水産林業部会	大崎森林組合 元婦人部長	青木 宏子	〃
水産林業部会	農事組合法人フォレストウィンド津山 理事	佐々木 好博	〃
商工業部会	東北大学大学院工学研究科 教授	堀切川 一男	〃
商工業部会	キョーユー株式会社 代表取締役社長	畑中 得實	〃
商工業部会	有限会社ひらが 代表取締役	平賀 ノブ	〃

■平成 29 年度みやぎ観光創造県民会議名簿

(敬称略, 五十音順)

所 属 等	氏 名	備考
公益社団法人宮城県バス協会 会長	青沼 正喜	
みやぎおかみ会 会長 (南三陸ホテル観洋女将)	阿部 憲子	
仙台国際空港株式会社 取締役営業推進部長	岡崎 克彦	
仙台ホテル総支配人協議会 会長 (江陽グランドホテル代表取締役社長兼総支配人)	後藤 隆博	
仙台商工会議所 専務理事	今野 薫	
一般社団法人東北観光推進機構 専務理事推進本部長	紺野 純一	
全日本空輸株式会社東北支社 東北支社長	田村 正弘	
一般社団法人日本旅行業協会東北支部インバウンド委員会 委員長 (株式会社近畿日本ツーリスト東北代表取締役社長)	野崎 佳政	
日本航空株式会社東北支店 東北支店長	筈見 昭夫	
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	古津 敬浩	
東北大学大学院工学研究科 教授	堀切川 一男	
宮城学院女子大学現代ビジネス学部 部長	宮原 育子	
一般社団法人日本旅行業協会東北支部 東北支部長 (株式会社 J T B 東北代表取締役社長)	森 吉弘	
宮城県観光誘致協議会 会長 (ホテルニュー水戸屋 代表取締役社長)	山尾 直嗣	

(平成 28 年度で退任された委員)

所 属 等	氏 名	備考
前 全日本空輸株式会社東北支社 東北支社長	岸田 洋	平成 29 年 3 月まで
前 みやぎおかみ会 会長 (旅館かつらや女将)	四竈 明子	〃
前 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社 営業部長	百々 潤司	〃

5 用語解説

○ インセンティブツアー

企業が成績優秀な従業員や優良顧客・取引先等を対象に実施する報奨旅行

○ インバウンド

外国人旅行者を自国へ誘致すること。

○ 関係人口

特定の地域に継続的に多様な形で関わる者

○ グリーン・ツーリズム

農山漁村でゆったりと豊かな自然の中で人とふれあい、食を味わい、農業体験などを楽しむ新しい休暇の過ごし方

○ ゴールデンルート

人気の観光スポットを回る旅行の行程。外国人にとっての日本のゴールデンルートは「成田空港から入国、東京、箱根、富士山、大阪、京都、関西国際空港から帰国（逆の場合も）」であることが多い。

○ 新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルスによる感染症で、正式名は「COVID-19」

○ スポーツツーリズム

スポーツを「観る」「する」ための旅行そのものや周辺地域観光に加え、スポーツを「支える」人々との交流、あるいは生涯スポーツの観点からビジネスなどの多目的での旅行者に対し、旅行先の地域でも主体的にスポーツに親しむことのできる環境の整備、そしてMICE推進の要となる国際競技大会の招致・開催、合宿の招致も包含した、複合的でこれまでにない「豊かな旅行スタイルの創造」を目指すもの（出典：スポーツ・ツーリズム推進連絡会議「スポーツツーリズム推進基本方針」）。

○ デジタル変革

情報技術が社会のあらゆる領域に浸透することによってもたらされる変革。ビジネス分野だけでなく、広く産業構造や社会基盤にまで影響が及ぶとされる。（類似：DX（デジタルトランスフォーメーション））

○ 日本の奥の院 東北探訪ルート

観光庁が平成 27 年度から進めているテーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある広域観光周遊ルートの形成を促進し、海外へ積極的に発信する「広域観光周遊ルート形成促進事業」の 11 ルートの一つとして平成 27 年 6 月に認定された。

○ ニューノーマル

何らかの大きな変化により、新しい常識が定着する状態。回復戦略においては、新型コロナウイルス感染症により大きな打撃を受けた経済や社会に起こる構造的な変化がもたらす世界的な新しい生活様式のこと。

○ DMO

Destination Management Organization もしくは Destination Marketing Organization の略語。地域の「稼ぐ力」を引き出し、「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

○ FIT

Foreign Independent Tour の略語。海外個人旅行。団体旅行やパッケージツアーを利用することなく個人で海外旅行に行くこと。

○ ICT

情報通信に関する技術の総称。ICT は Information and Communication Technology の略語

- **LCC**
効率的な運営によって低料金の運航サービスを提供する航空会社。LCCはLow Cost Carrierの略語
- **MICE**
Meeting（会議）, Incentive Travel（報奨旅行）, Convention（大会, 会議）, Exhibition（展示会）の略語。国際会議等の多くの集客・交流が見込めるビジネスイベント。一般の観光旅行に比べ参加者やその消費額が大きいため、誘致に力を入れる国や自治体が増えている。
- **SNS**
インターネットを使った人とのつながりやコミュニティ形成を支援するサービス。代表的なサービスとしてFacebook（フェイスブック）やTwitter（ツイッター）などがある。SNSはSocial Networking Serviceの略語
- **Wi-Fi（ワイファイ）**
無線でデータの送受信を行う構内通信網(LAN:Local Area Network)の規格の一つ。Wi-FiはWireless Fidelityの略語

6 みやぎ観光創造県民条例（平成23年3月9日宮城県条例第8号）

宮城県は、日本三景の一つである特別名勝松島で知られ、西には蔵王・栗駒の山並みに象徴される奥羽山脈、東には三陸の海が広がり、四季の彩りが美しい県土を有している。

また、県内各地は特色のある温泉地や歴史遺産、そして四季折々の食材等、訪れる人々にくつろぎや安らぎを提供できる豊かな観光資源に恵まれ、加えて、プロスポーツ、市民活動によるイベントや産業観光の展開等新しい魅力にもあふれている。

観光は、訪れる人々との交流や相互理解を通し、平和な社会の構築に貢献するとともに、郷土の歴史、文化等へ理解を深め、人々の生活に生きがいや安らぎをもたらすものである。また、観光は、経済的にも関連する産業の裾野が広く、多くの分野に効果をもたらす総合産業であり、観光による交流人口の増加等によって産業や雇用が創出され、地域経済が活性化することなどから、富県宮城共創の基幹産業として位置づけられ、今後、本県にとって大きな可能性をもたらすリーディング産業としても期待されている。

しかしながら、本県における観光の現状は、立地の優位性や豊富な地域資源を活かし切れておらず、人口減少、情報化の進展や旅行の形態の多様化など観光を巡る諸情勢が変化中、ニューツーリズム、着地型観光の推進等これまでの枠組みにとらわれない新しい観光分野の開拓のほか、交通アクセス、情報発信、おもてなし向上等の課題への的確な対応も求められている。

このような状況を踏まえ、本県は、広域連携を視野に東北のゲートウェイとしての機能を高め、観光が名実ともに本県経済を牽引する産業となるよう支援を強化するとともに、本県の有する豊かな地域資源を活かした魅力あふれる観光地の形成を積極的に進め、観光を起点に、県民の誰もが郷土に誇りと愛着を持ち、住み慣れたところで豊かな生活が享受でき、活力のみなぎる地域の将来像をつくり上げていかなければならない。

世界的な大交流時代を迎えている今、私たち宮城県民は、一人一人が観光振興への参加と協働を通じて、住んでよかった、訪れてよかったと心から思えるような潤いと安らぎ、そして、おもてなしの心に満ちた魅力あふれる観光の創造を推進することで、観光王国みやぎの実現を図ることを決意し、本条例を制定する。

（目的）

第一条 この条例は、観光王国みやぎの実現のための基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割等を明らかにするとともに、観光振興に関する施策の基本方針等を定めることにより、県民総参加による魅力あふれる観光地づくりを推進し、もって、本県経済の持続的な発展、豊かで活力に満ちた地域社会の実現及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行者、宿泊業者、飲食業者、公共交通事業者その他の観光に関する事業を営む者をいう。
- 二 観光関係団体 観光事業者で組織される団体並びに観光振興を目的として観光事業者及び行政機関で組織される団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体その他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 県民総参加 県民等が、それぞれ主体的に、かつ、相互に連携協力しながら参加することをいう。

（基本理念）

第三条 観光王国みやぎの実現のための取組は、次に掲げる事項を基本として、実施されなければならない。

- 一 観光振興に関する県民等の主体的な参加及び取組を尊重するとともに、県民等、県及び市町村が一体となり、本県を訪れる人々に笑顔と温かさで接するおもてなしの心を持って観光客の誘致等を促進することが、県民が誇りと愛着を感じる地域社会の形成及び潤いのある県民生活のために重要であることを認識すること。
- 二 観光振興のための取組においては、交通網の発達等による国内外からの観光客の行動範囲の拡大を踏まえて、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組が重要であることを認識すること。
- 三 観光は、農業、林業、水産業、製造業、サービス業等に幅広く波及効果をもたらす総合産業であって、本県経済にとって重要な役割を果たすものであることを認識すること。
- 四 観光振興が、交流人口の拡大、地域経済の活性化及び雇用の増大をもたらし、活力に満ちた地域社会の実現に寄与するものであることを認識すること。

- 五 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉等の地域の持つ魅力について認識し、その情報を共有するとともに、その魅力の磨き上げ、活用等により観光客一人一人の満足度を高めるよう配慮すること。
- 六 地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心を育み、高齢者、障がい者及び外国人をはじめとするすべての観光客が、安心して快適に観光を楽しめるよう配慮すること。
- 七 外国人観光客の誘致等において、仙台空港、国際拠点港湾仙台塩釜港等を有する本県が、東北地方のゲートウェイとしての機能を果たすことの重要性に配慮すること。
- 八 地域の生活環境の美化、自然環境の保全並びに良好な景観の保全及び形成を図るとともに、これらとの調和に配慮すること。

(平二四条例四三・一部改正)

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、県民等が観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行い、県民等の取組に対し、必要な支援及び調整を行うものとする。

(市町村との連携協力)

第五条 県は、市町村が基本理念にのっとり、その地域の特性を活かして、観光振興に関する計画の策定その他の観光振興に関する施策を策定し、及び実施することができるよう支援するとともに、市町村と連携協力して観光振興に関する施策を実施するものとする。

(近隣の県等との連携協力)

第六条 県は、観光振興に関する施策を効果的に推進するため、近隣の県その他の地方公共団体と連携協力するものとする。

(県民の役割)

第七条 県民は、その一人一人が、観光王国みやぎの実現の意義に対する理解を深め、地域における観光振興の取組に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、その一人一人が、おもてなしの心を持って、観光客を温かく迎えるよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第八条 観光事業者は、その事業活動を通じて観光客に対し快適な環境及び心のこもったサービスの提供に努めるとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第九条 観光関係団体は、他の観光関係団体と相互に連携を図るよう努めるとともに、観光に関する情報の発信、観光客の誘致、観光の振興に寄与する人材の育成及び観光客の受入態勢の整備に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町村が実施する観光振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光客との交流の拡大等)

第十条 県は、観光客と県民との触れ合い及び交流の拡大が推進されるよう配慮するとともに、観光客に対し、本県の観光資源の保全及び創造を図るために必要な協力を求めるものとする。

(施策の基本方針)

第十一条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、観光振興に関する施策を積極的に推進するものとする。

一 魅力あふれる観光地づくり、おもてなしの心の向上等の観光王国みやぎの実現のための取組を、会議の設置等県民総参加による運動として進めること。

二 恵まれた自然、歴史、文化、景観、食、温泉その他の観光資源の保全、創造及び活用の取組への支援及び促進を図り、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図ること。

三 観光に関する施設の整備、道路の整備、交通機能の充実その他の観光に関する社会基盤の整備を促進すること。

四 観光事業者への必要な情報提供等の支援、観光事業者相互の連携及び観光事業者と産業観光など地域産業との連携の促進等により観光産業の競争力を強化することで、観光事業者の育成及び経営基盤の強化を図ること。

五 観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、観光ボランティア等の育成その他の観光振興に寄与する人材の育成に関する取組を促進すること。

- 六 大学等が観光振興に寄与する人材の育成等のために実施する教育活動へ協力すること。
- 七 外国人観光客の受入環境の整備、市町村、近隣の県等との広域的な連携による取組その他の多様な誘客活動により、東アジアをはじめ海外からの観光客を積極的に誘致し、国際観光の振興及び国際相互交流を促進すること。
- 八 多様な媒体を活用した国内外への戦略的な観光情報の発信その他の情報発信の充実のために必要な施策を実施すること。
- 九 グリーンツーリズムの更なる推進、スポーツツーリズム、コンテンツツーリズム、ヘルスツーリズム、エコツーリズム等の新しい観光分野の開拓、会議、展示会、映画撮影等の誘致及び観光客の受入態勢の整備等の取組を充実すること。
- 十 県民等が主体となって行う食、文化、音楽、芸術等に関するイベント等との連携を図るとともに、これらのイベント等に対する必要な支援を行うこと。
- 十一 高齢者、障がい者及び外国人をはじめすべての観光客が安全に、安心して、快適に観光を楽しむことができる態勢の整備を促進すること。
- 十二 観光地における生活環境の美化並びに良好な景観の保全及び形成を促進するために必要な支援を行うこと。
- 十三 県民総参加による観光振興に取り組む意識を高めるため、観光に関する広報活動、教育活動等を積極的に実施すること。

(基本計画)

第十二条 知事は、観光振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進し、観光王国みやぎの実現を図るため、前条に掲げる基本方針を踏まえ、観光振興に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 知事は、基本計画を定めるに当たっては、市町村、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるとともに、宮城県産業振興審議会に諮問するものとする。

3 知事は、毎年度、基本計画の実施状況を検証し、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

(調査及び分析)

第十三条 知事は、観光振興に関する施策を効果的に推進し、観光客の満足度を高めるため、統計調査その他の必要な調査及びその分析を行うものとする。

(観光週間)

第十四条 知事は、観光王国みやぎの実現に向けての県民総参加の意識の醸成を目的として、観光週間を設けるものとする。

2 観光週間は、観光王国みやぎの実現に向けての取組の実施状況を考慮して設定するものとする。

(表彰等)

第十五条 知事は、観光王国みやぎの実現に関して特に功績があると認められる県民等に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(推進体制の整備等)

第十六条 県は、観光振興に関する施策を推進するための体制を整備するとともに、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されているみやぎ観光戦略プラン(政策及び施策の基本的な方向を定めた部分に限る。)は、第十二条第一項の基本計画とする。

附 則(平成二四年条例第四三号)

この条例は、公布の日から施行する。

